

令和7年度 第2回加東市都市計画審議会 次第

日 時：令和8年1月16日（金）

午後2時から

場 所：加東市発達サポートセンター「はぴあ」
2階 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 市長あいさつ

4 会議録署名委員の指名（2名）

5 議事事項

- （1）「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「古川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について（兵庫県決定）（諮問）
- （2）東播都市計画都市再開発方針等の変更について（兵庫県決定）（諮問）
- （3）東播都市計画区域区分の変更について（兵庫県決定）（諮問）
- （4）東播都市計画用途地域の変更について（加東市決定）（諮問）

6 事務連絡

7 閉 会

令和7年度 第2回加東市都市計画審議会

資料一覧

次第5 議事事項

●播磨東部地域都市計画区域マスタープラン等の見直しについて

説明資料

議事（1）諮問第14号

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について（兵庫県決定）（諮問）

別紙1

議事（2）諮問第15号

東播都市計画都市再開発方針等の変更について（兵庫県決定）（諮問）

別紙2

議事（3）諮問第16号

東播都市計画区域区分の変更について（兵庫県決定）（諮問）

別紙3

議事（4）諮問第17号

東播都市計画用途地域の変更について（加東市決定）（諮問）

別紙4

加東市 都市整備部 都市政策課

令和8年1月16日：加東市発達サポートセンター「はぴあ」多目的室



令和7年度 第2回 加東市都市計画審議会

播磨東部地域都市計画区域マスタープラン等の 見直しについて

令和8年1月16日（金）

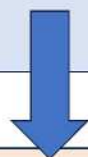
1

都市計画区域マスタープラン等の見直しとは



社会経済情勢の変化に対応するため、概ね5年ごとに見直し**（兵庫県決定）**

1. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（諮問第14号）
（都市計画区域マスタープラン）
2. 都市再開発方針等（諮問第15号）
 - ・ 都市再開発の方針
 - ・ 住宅市街地の開発整備の方針
 - ・ 防災街区整備方針
3. 市街化区域と市街化調整区域との区分（区域区分）（諮問第16号）



4. 用途地域の変更**（加東市決定）**（諮問第17号）

2



(1) 播磨東部地域都市計画区域マスタープランの見直しについて（兵庫県決定）（諮問）

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、
「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、
「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び
「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに
「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について

3

都市計画区域マスタープランとは



【都市計画法第6条の2】

都市計画区域については、都市計画に、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 －都市計画区域マスタープラン－

- 長期的な視点に立った将来像を明確にし、その実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すもの
- 「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の指針

4



地域名	都市計画区域名
神戸	神戸※1
阪神	阪神間
播磨東部	東播
	加西
	中
	東条
	吉川
播磨西部	中播
	西播
	山崎
	西播磨高原
但馬	豊岡
	浜坂
	香住
	八鹿
	和田山
丹波	篠山
	丹波
淡路	洲本
	淡路
	南あわじ



※1 神戸の都市計画区域マスタープラン等については神戸市が決定

都市計画区域マスタープランの構成



第1 基本的事項

- 1 役割
- 2 対象区域
- 3 目標年次
- 4 地域の概況
 - (1) 地勢
 - (2) 土地利用
 - (3) 人口・世帯数
 - (4) 交通

第2 都市計画の目標等

- 1 都市計画の目標
 - (1) 地域の魅力・強み
 - (2) 地域の課題
 - (3) 目指すべき都市構造
 - (4) 都市づくりの重点テーマ
- 2 区域区分の決定の有無及び方針
 - (1) 区域区分の決定の有無
 - (2) 区域区分の方針 ※区域区分を定めた地域のみ
- 3 都市づくりに関する方針
 - (1) 土地利用に関する方針
 - (2) 都市施設に関する方針
 - (3) 市街地整備に関する方針
 - (4) 防災に関する方針
 - (5) 環境共生に関する方針
 - (6) 景観形成に関する方針
 - (7) 地域の活性化に関する方針

目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年(2050年)の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年(2030年)とする

播磨東部地域都市計画区域マスタープランの概要①



1 対象区域

- ・東播都市計画区域
 - 明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町
- ・加西都市計画区域(加西市)
- ・中都市計画区域(多可町)
- ・東条都市計画区域(加東市)
- ・吉川都市計画区(三木市)



2 区域区分の決定の有無

都市計画区域	区域区分の有無	市街地の規模
東播	有(線引き)	(R2) 14,262ha (R12) 14,279ha
加西、中、東条、吉川	無(非線引き)	—

3 地域の魅力・強み

県内有数の水田農業



ため池群(加古大池、稲美町)

道路や鉄道の発達した交通網



東播磨道(八幡三木ランプ)

匠の技術が生きるものづくり産業



ひょうご情報公園都市(三木市)

多彩な公園とスポーツ環境



明石公園(明石市)

4 地域の課題

ア 土地利用に関する課題

- ・都市機能の維持・集積やアクセスの確保
- ・調整区域人口が多い内陸部での活力維持に資する土地利用

イ 交通インフラの課題

- ・加古川バイパス、国道2号等での渋滞が慢性化

ウ 水害のリスク

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化

エ 地場産業の継承

- ・播州織、利器工器具の事業所数は減少傾向

7

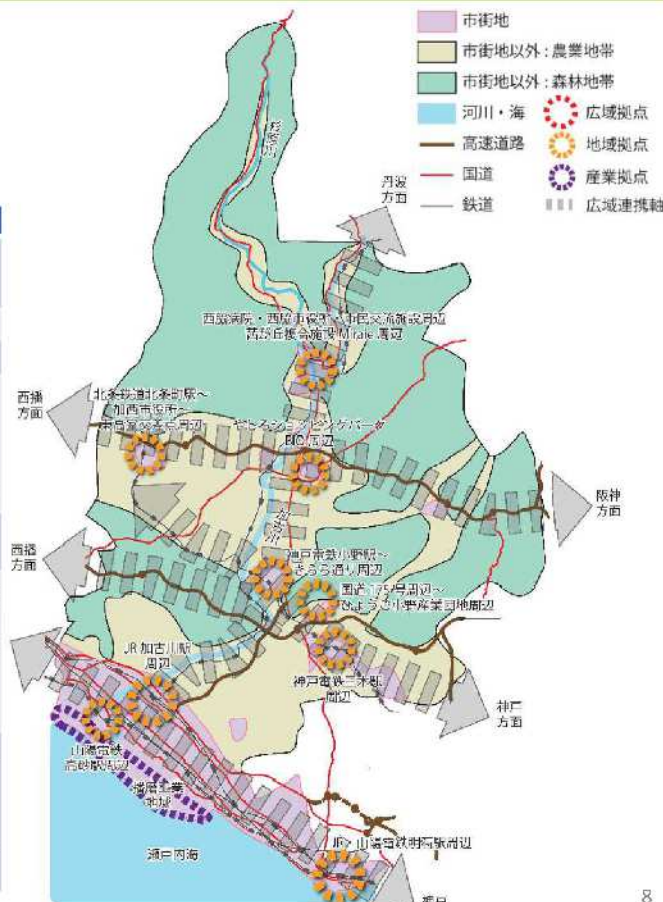
播磨東部地域都市計画区域マスタープランの概要②



5 都市計画の目標

- ・神戸市中心部や姫路市中心部との役割分担のもと、各拠点で、地域特性に応じた都市機能や産業等の集積を図る
- ・地域内外の交通ネットワークの強化を通じた都市機能の相互補完を図る

区分	要素	方針
拠点	地域拠点	・臨海部の駅周辺等での高度な都市機能を集積 ・内陸部の鉄道駅等での都市機能を相互補完
	生活拠点	・商業、医療・福祉等の生活サービス機能を確保
	産業拠点	・播磨臨海地域、IC周辺等での計画的な産業集積
交通ネットワーク	広域連携軸	・交通ネットワークの強化 (東西)神戸西バイパス、播磨臨海地域道路 (南北)東播磨道、東播丹波連絡道路 ・JR加古川線、神電粟生線及び北条鉄道の活用・維持
	地域内連携軸	・鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成
エリア	市街地	・臨海部では、駅周辺の高度利用、需要に応じた土地利用により、人口密度を維持 ・内陸部では、拠点の都市機能を維持・誘導、個性と魅力あるまちづくりを推進 ・環境、景観、防災等に資する都市農地の保全と活用
	市街地以外	・集落の機能維持や住民による地域運営、移動手段の確保により活力を維持 ・市街化調整区域での特別指定区域制度等の活用 ・県立自然公園や加古川等の河川からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全



8



6 都市づくりの重点テーマ

1 都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化

- 生活拠点において身近な都市機能を誘導
- 地域と駅を結び移動手段強化、自転車利用等によりJR加古川線等の公共交通利用を促進
- 東播丹波連絡道路の整備、播磨臨海地域道路の早期事業化



JR土山駅前の都市型商業施設(播磨町)

3 伝統と次世代の産業の推進

- 播州織や金物等の伝統あるものづくり産業が立地する地域において、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導
- 播磨臨海地域において、カーボンニュートラルポートの形成を推進し、次世代成長産業等の企業立地や投資を促進



播磨臨海地域(東播磨港)

2 「農」との健全な調和

- 雨水貯留や生物多様性などグリーンインフラとして多面的機能を持つ農地やため池を保全
- 産業需要に対し、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る



加古大池と農地(稲美町)

4 集落の地域コミュニティ維持

- 集落と拠点を結ぶ交通を地域に応じて充実
- 生活サービス機能の集約・確保、デジタル技術の活用により生活の質を向上
- 空き家や農地等を活用した都市住民との交流、二地域居住や移住定住等を促進



空家活用特区(県条例)に指定(西脇市嶋地区)

9

播磨東部地域都市計画区域マスタープランの概要④



7 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針	【区域区分を定める都市計画区域】 ➢ 鉄道駅周辺での中高層を中心とした住宅の誘導 ➢ 多様な暮らし方等に必要都市機能の充実 ➢ 臨海部の工場集積地やIC周辺等での産業拠点の形成 ・オールドニュータウンの再生、市街化調整区域での地区計画等の活用	【区域区分を定めない都市計画区域】 ➢ 一定の開発需要を有する地域においては、用途地域等により規制・誘導 ・自然環境との調和、拠点となる市街地環境の形成
(2) 都市施設に関する方針	➢ 東播磨道、東播丹波連絡道路、神戸西バイパス等による基幹道路ネットワークの拡充 ➢ JR東加古川駅付近や山陽電鉄高砂駅～荒井駅付近の連続立体交差事業の事業化 ・播磨中部丘陵の森林やため池等の保全、Park-PFI等による魅力ある施設の整備、加古川での「かわまちづくり」の取組	
(3) 市街地整備に関する方針	➢ 民間投資を適切に誘導し、地域の課題に応じた市街地の整備・改善 ➢ 山陽電鉄江井ヶ島駅周辺等の利便性の高い市街地に残る低未利用地の土地利用を促進 ・JR加古川駅周辺の再編整備、明石港東外港地区再開発等を促進	
(4) 防災に関する方針	➢ 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化等による緊急輸送体制の確保 ➢ 建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進 ・総合治水条例に基づく治水対策、災害レッドゾーンにおける市街化の抑制	
(5) 環境共生に関する方針	➢ コンパクトな都市構造、物流のモーダルシフト、カーボンニュートラルポートなど脱炭素化の推進 ➢ 「農」と調和した計画的な土地利用を誘導、森林資源の活用	
(6) 景観形成に関する方針	➢ 播磨中部丘陵等の緑地、加古川や播磨灘等を中心とした緑豊かな水と緑の自然環境を保全 ➢ ため池や棚田等の文化的景観、北条の宿場町・寺町等の歴史的まちなみを保全	
(7) 地域の活性化に関する方針	➢ 明石城や日本遺産の構成文化財等を生かしたまちづくりを推進 ➢ 空家等活用促進特区により、空き家を活用したまちのにぎわい創出	



都市計画の目標 目指すべき将来の都市構造

別紙1:区域マスp9

市街地

・内陸部では、**低未利用地の整備**や**交通結節機能の強化**、**拠点における都市機能の維持・誘導**を図り、個性と魅力あるまちづくりを推進する。

市街地以外

・**集落の機能維持**や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する。

・市街化調整区域において**地域活力の維持・向上**を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用した計画的なまちづくりを推進する。

区域区分の決定の有無及び方針

別紙1:区域マスp15

市街化調整区域における計画的な市街化の方針

・加東市社地区の**加東バスターミナル周辺**において、計画的な市街化を促進する。

土地利用に関する方針

別紙1:区域マスp19

市街化調整区域の土地利用の方針

・都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により**集落の活力維持を図る必要がある地域**、隣接する市街化区域の工場等が現地で事業を継続できるよう敷地を拡張する必要がある地域などにおいて、地区計画等の活用により、**地域の住民や企業による主体的なまちづくりを誘導**する。

・特に**インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等における産業用地需要**などへの対応については、上位関連計画を踏まえて開発整備の必要性を判断の上、農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて**計画的な開発整備を誘導**する。

11



(2) 東播都市計画都市再開発方針等の変更について (兵庫県決定) (諮問)

東播都市計画都市再開発の方針の変更
東播都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
東播都市計画防災街区整備方針の変更

12



I 都市再開発の方針

別紙2:p4~p5

□ 「都市再開発法」第2条の3第1項、第2項

⇒市街化区域内において、計画的な再開発が必要な市街地の健全な発展と秩序ある整備を図るために定める

II 住宅市街地の開発整備の方針

別紙2:p19

□ 「大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法」第4条第1項

⇒大都市地域に係る都市計画区域において、住宅及び住宅地の供給の促進と良好な住宅市街地の開発整備を図るために定める

III 防災街区整備方針

別紙2:p32

□ 「密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律」第3条第1項

⇒市街化区域内において、密集市街地内の各街区について防災街区としての整備を図るために定める



加東市は3つの方針が示す地域に指定されていないため計画への記載なし

13



(3) 東播都市計画区域区分の変更について（兵庫県決定）（諮問）

(4) 東播都市計画用途地域の変更について（加東市決定）（諮問）

14



線引き都市計画区域

市街化区域と市街化調整区域の
区分を定めた都市計画区域

市街化区域

既に市街地が形成されている区域
概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域

市街化調整区域

無秩序な市街化を防止し、建築や開発行為が原則禁止されている
市街化を抑制すべき区域

非線引き都市計画区域

市街化区域と市街化調整区域の
区分を定めない都市計画区域

都市計画区域外

都市計画法が適用されない区域

【都市計画法第7条第1項】

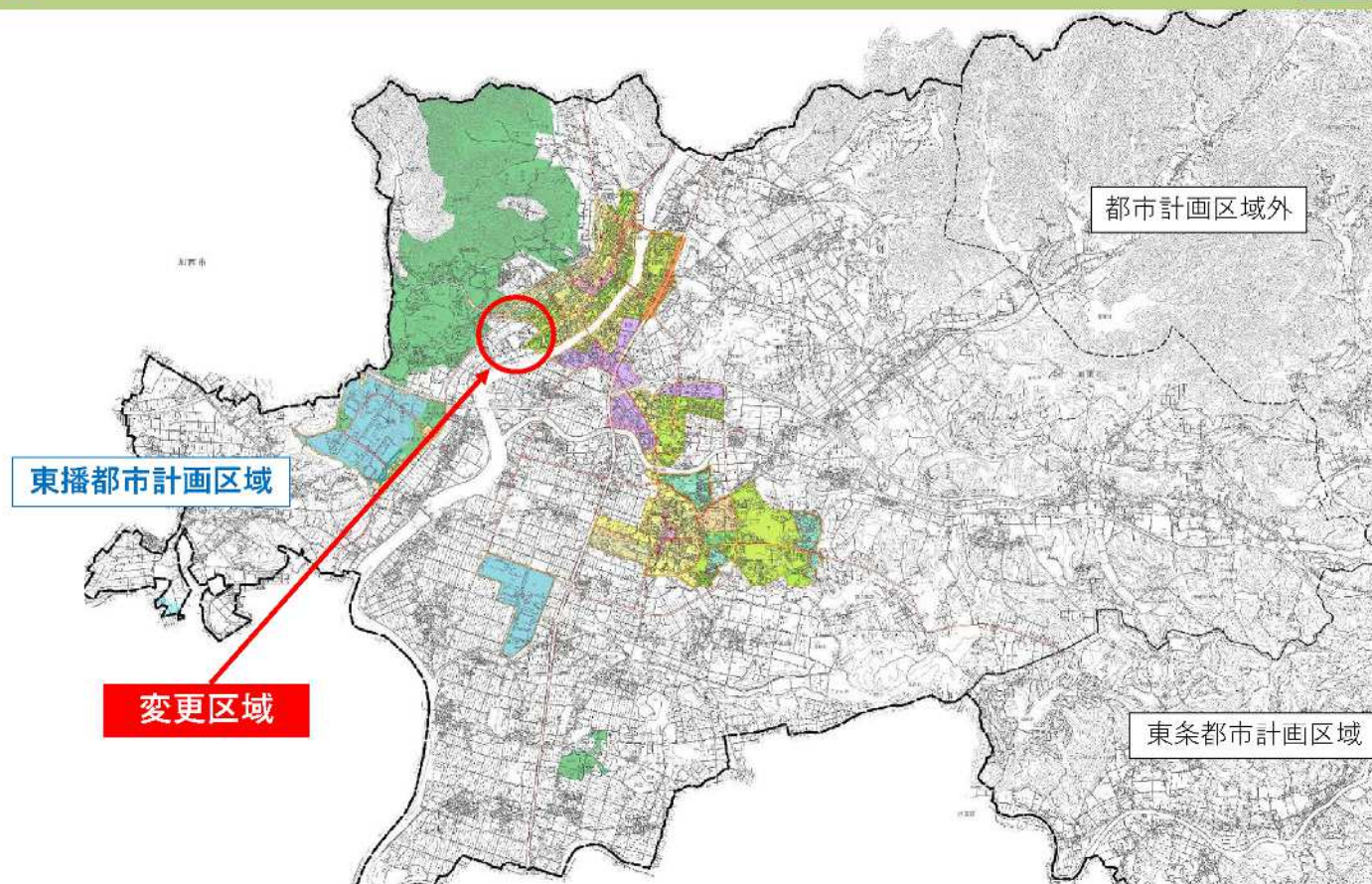
都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図る必要があるときは、
都市計画に市街化区域と市街化調整区域との区分を定めることができる



高度経済成長期における急激な都市化に伴うスプロール現象を防止し、
都市の秩序ある発展を図るため制度化

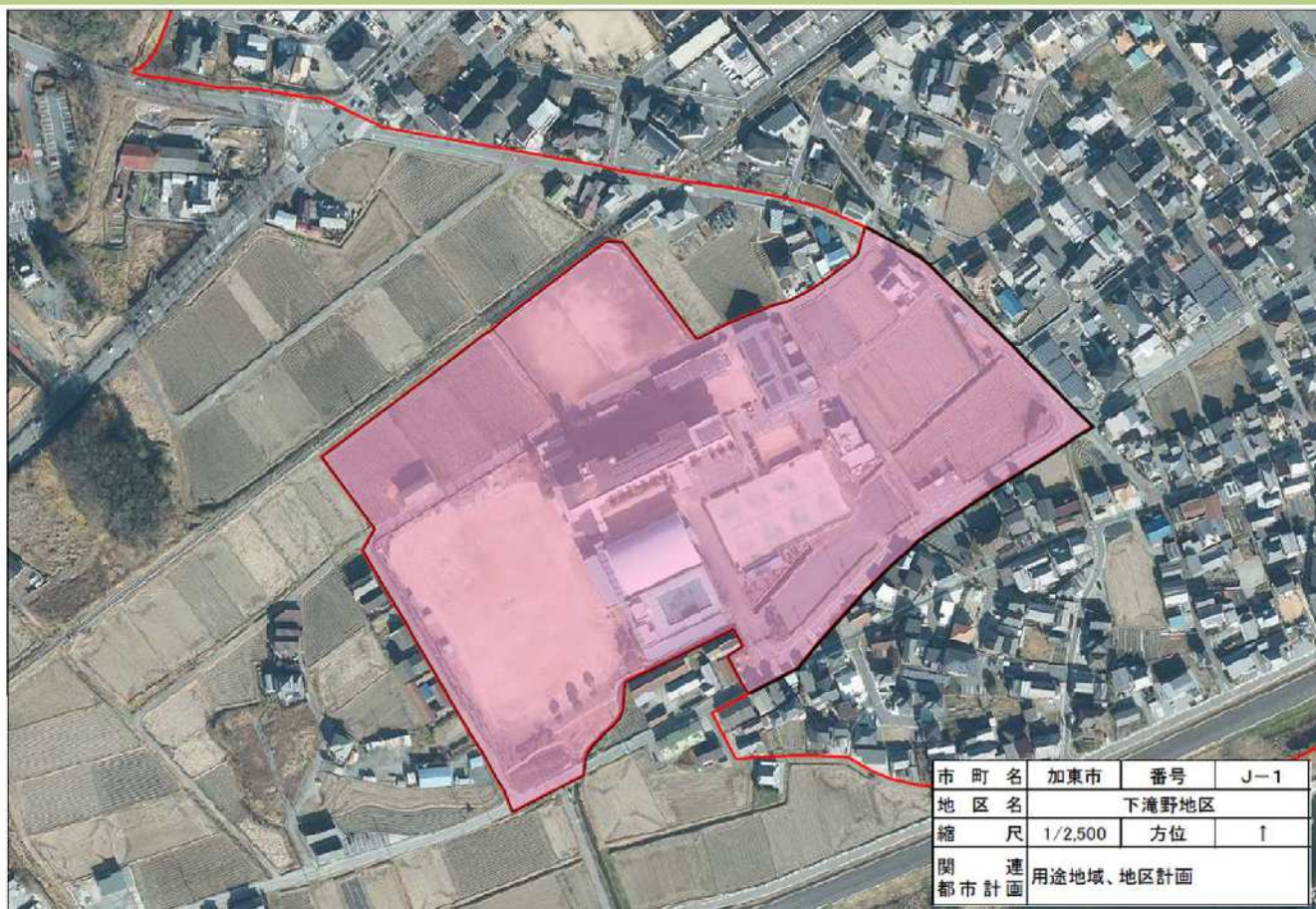
15

区域区分及び用途地域の変更位置図



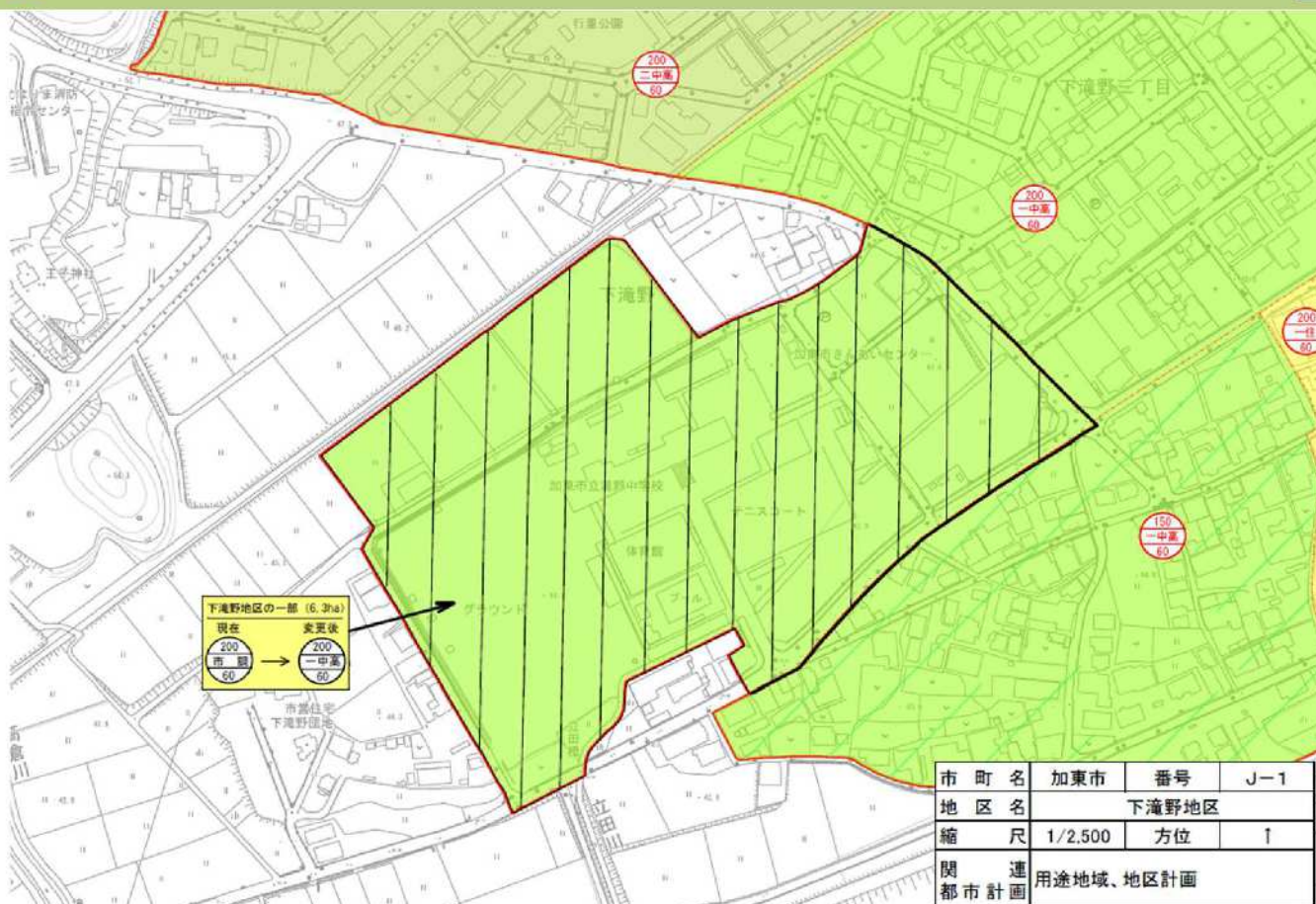
16

区域区分の変更位置図



17

用途地域の変更位置図



18

変更地区の概要



下滝野地区

地区の概要	- 滝野地域小中一貫校等の整備区域 - 令和6年3月29日 同区域において下ノ山地区地区計画を決定済み
変更面積	約6.3ヘクタール
土地利用の現況	- 加東市立滝野中学校、加東市さんあいセンターが立地 - 滝野地域小中一貫校開発工事実施中
土地利用の方針	滝野地域小中一貫校を中心とした公共公益施設の集積
変更理由	本地区内において滝野地域小中一貫校等の公共公益施設の整備を推進するため、公的開発事業が確実な区域を市街化区域に編入する。また編入に伴い、土地利用の現況及び今後のまちづくりの方針を踏まえ、用途地域を区域東側と同様に第一種中高層住居専用地域に指定する。



方針（上位計画）

● 東播磨地域都市計画区域マスタープラン(令和3年3月)【兵庫県】

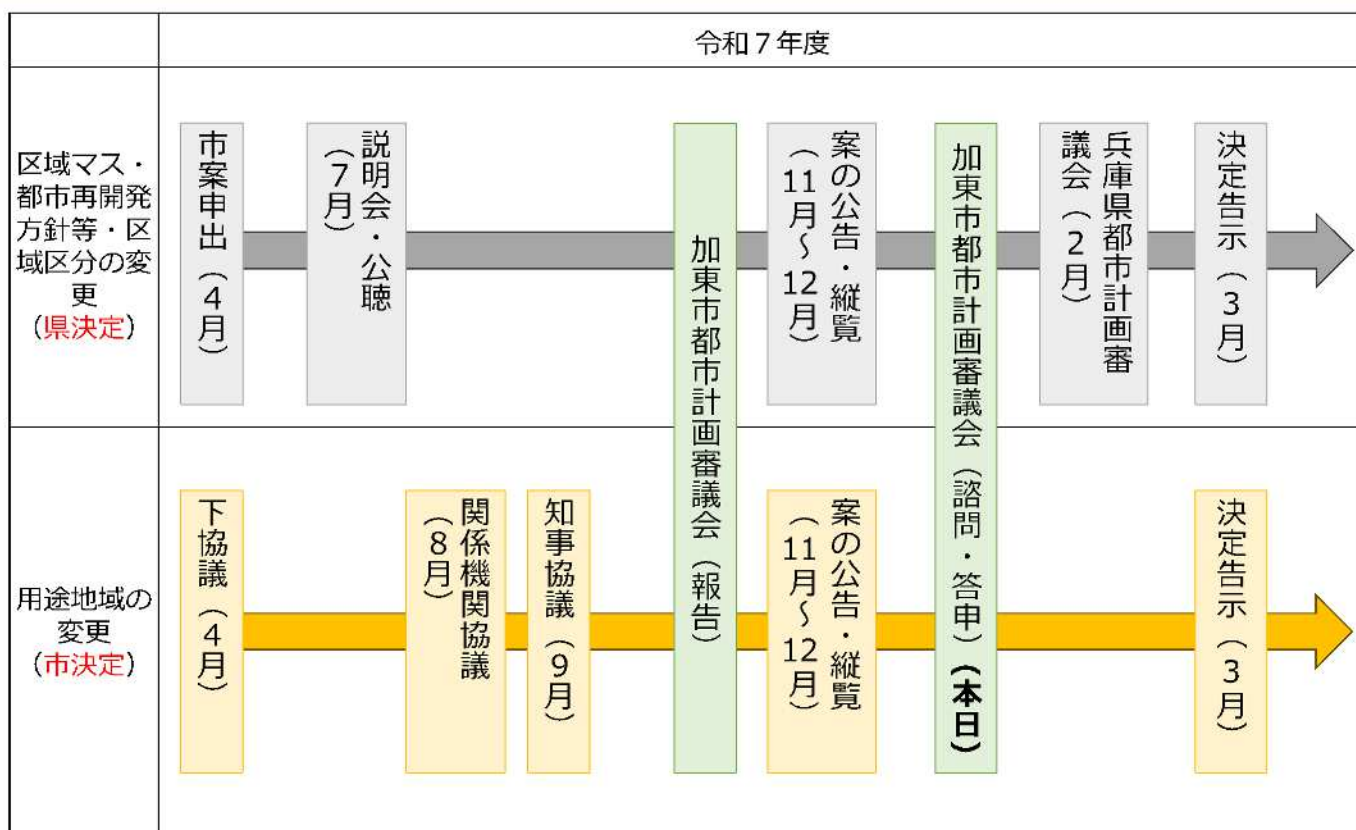
「計画的な市街化の見通しがある区域(特定保留区域)として、(中略)加東市下滝野地区において学校用地を設定する。」

● 加東市都市計画マスタープラン(平成30年3月)【加東市】

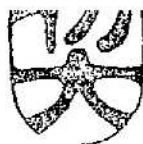
「本地域の小中一貫整備に伴う区域区分の見直しを行います。」

19

決定までのスケジュール



20



諮問第14号

加東市都市計画審議会

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定について（兵庫県決定）（諮問）

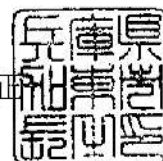
みだしの件について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、兵庫県知事から意見の照会があり、下記のとおり意見回答することについて諮問します。

記

意見照会の内容	別紙「計画書」のとおり。
市の意見	計画書のとおり変更決定することが適当である。

令和7年12月25日

加東市長 岩根 正



計 画 書

「東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」、「東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」及び「吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の変更並びに「加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を別添「播磨東部地域都市計画区域マスタープラン」のとおり変更する。

理 由

「別添理由書のとおり」

理 由 書

人口減少・高齢化の更なる進行、気候変動等による災害リスクの増加、脱炭素化の要請など社会を取り巻く環境の変化を踏まえ、上位計画である「ひょうご都市計画基本方針」に基づき、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すため、都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を本計画のとおり変更する。

併せて、新たに指定した加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を本計画のとおり決定する。

播磨東部地域都市計画区域マスタープラン

東播都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
加西都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
中 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
東条都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
吉川都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

(案)

令和 年 月

兵 庫 県

目 次

第1	基本的事項	1
1	役割	1
2	対象区域	1
3	目標年次	2
4	地域の概況	2
	(1) 地勢	2
	(2) 土地利用	3
	(3) 人口・世帯数	4
	(4) 交通	4
第2	播磨東部地域の都市計画の目標等	6
1	都市計画の目標	6
	(1) 地域の魅力・強み	6
	(2) 地域の課題	7
	(3) 目指すべき都市構造	8
	(4) 都市づくりの重点テーマ	11
2	区域区分の決定の有無及び方針	13
	(1) 区域区分の決定の有無	13
	(2) 区域区分の方針	13
	(3) 市街化調整区域における計画的な市街化の方針	15
3	都市づくりに関する方針	16
	(1) 土地利用に関する方針	16
	(2) 都市施設に関する方針	20
	(3) 市街地整備に関する方針	22
	(4) 防災に関する方針	23
	(5) 環境共生に関する方針	24
	(6) 景観形成に関する方針	26
	(7) 地域の活性化に関する方針	26
4	主要な都市施設等の整備目標	28
	(1) 交通施設	28
	(2) 公園	29
	(3) 河川	29
	(4) 市街地開発事業等	30
	参考) 現況図表	31
	参考) 広域都市構造図	38
	用語解説	39

第1 基本的事項

1 役割

播磨東部地域都市計画区域マスタープランは、県の都市計画における方向性を示した「ひょうご都市計画基本方針¹」に基づき、都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」として、中長期的視点に立った地域の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものである。

また、都市計画法第18条の2に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（以下「市町マスタープラン」という。）及び都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第82条に基づく「立地適正化計画」は、これに即して定められる。

2 対象区域

対象区域は、明石市、加古川市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、加東市、稲美町、播磨町及び多可町の8市3町で構成される播磨東部地域に含まれる東播都市計画区域、加西都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域とする。

なお、本地域においては、都市計画区域外との関係にも配慮しつつ、広域的な地域の将来像及び都市計画の方向性を示す。

図1 対象区域



表 1 播磨東部地域内の都市計画区域

都市計画区域名	構成市町名	都市計画区域	人口（人）
東播都市計画区域	明石市	行政区域の全域	303,601
	加古川市	行政区域の全域	260,878
	西脇市	行政区域の一部	31,863
	三木市	行政区域の一部	65,118
	高砂市	行政区域の全域	87,722
	小野市	行政区域の一部	42,737
	加東市	行政区域の一部	31,947
	稲美町	行政区域の全域	30,268
	播磨町	行政区域の全域	33,604
加西都市計画区域	加西市	行政区域の一部	39,394
中都市計画区域	多可町	行政区域の一部	9,059
東条都市計画区域	加東市	行政区域の一部	7,527
吉川都市計画区域	三木市	行政区域の一部	6,872
合計			950,590

資料：令和 2 年(2020年)国勢調査（就業状態等基本集計）

3 目標年次

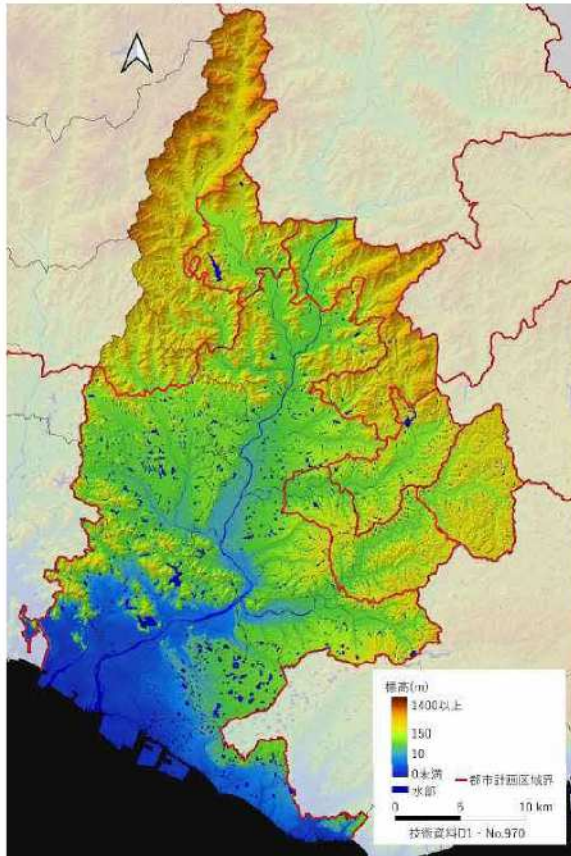
県政の基本指針「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする。

4 地域の概況

（1）地勢

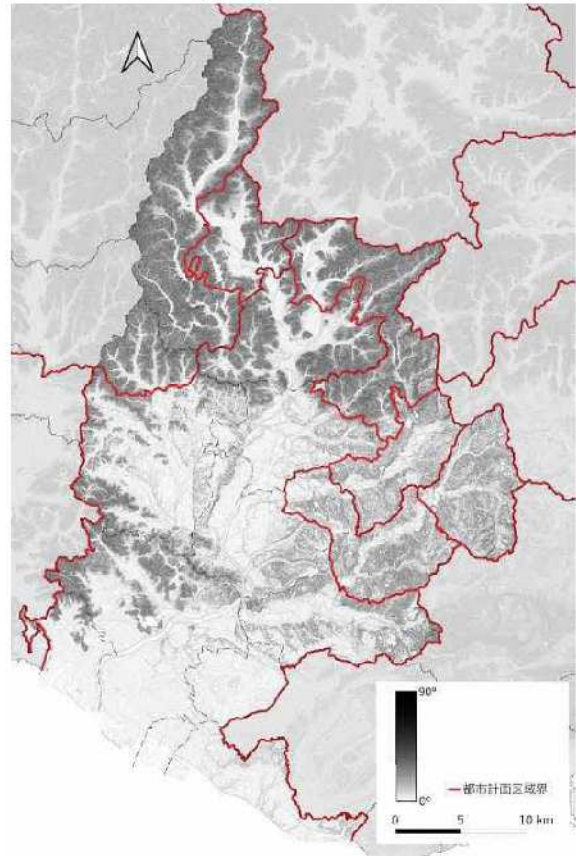
- ・ 県中央部に位置し、東は神戸・阪神地域、西は播磨西部地域、北は丹波地域、南は瀬戸内海に面する約1,162km²の地域である。（可住地面積²：約624km²、54%）
- ・ 県内最大の流域面積を有する加古川が中央を南北に流れている。
- ・ 南部には播州平野が広がり、東部に日本有数のため池密度を誇る印南野台地^{いなみの}が広がっている。
- ・ 中央部には、青野ヶ原台地を挟んで東西にそれぞれまとまった平坦地が広がっている。
- ・ 北部は山地が主体で、加古川・杉原川に沿って谷底平野が形成されている。

図2 地形（標高）



出典：国土地理院「デジタル標高地形図」

図3 地形（起伏）



出典：国土地理院「傾斜量図」

(2) 土地利用

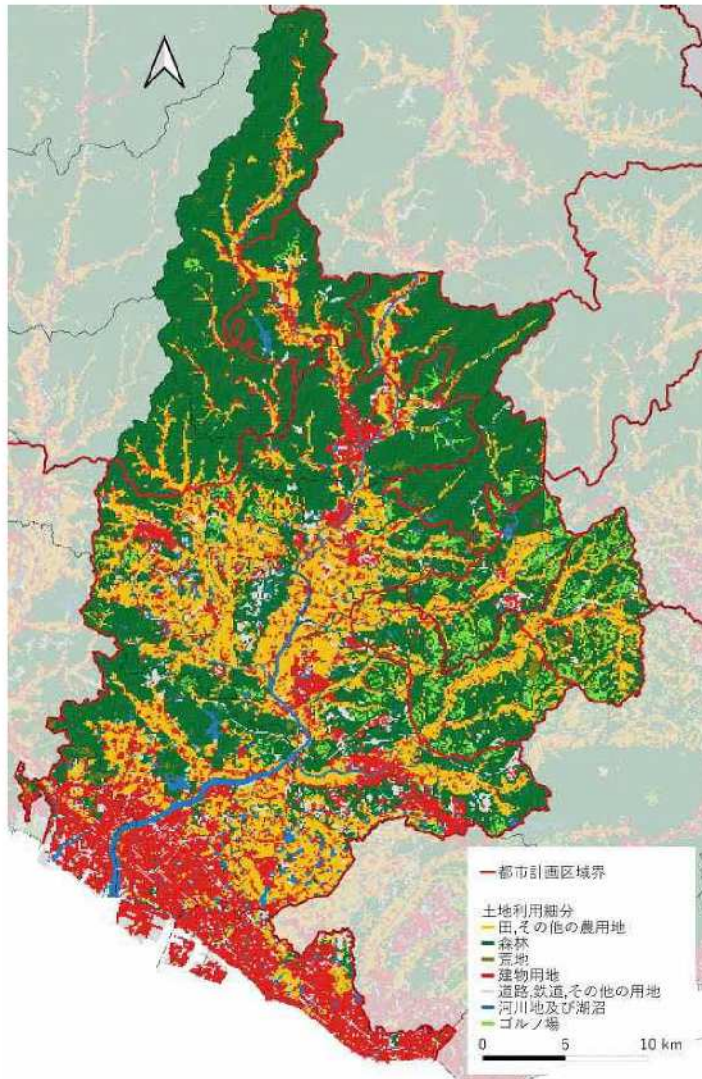
(臨海部)

- ・JR山陽本線、山陽電鉄、国道2号等に沿って带状に市街地が連たんしている。
- ・沿岸の埋立地に重化学工業が発達している。(播磨臨海工業地域)

(臨海部以外)

- ・平坦地に農業地帯（主に水田）が広がり、島状に市街地が形成されている。
- ・三木市や小野市の神戸電鉄粟生線沿線の丘陵地にはニュータウンが形成されている。
- ・中国自動車道や山陽自動車道のインターチェンジ周辺に産業団地が形成されている。
- ・東部の丘陵地にはゴルフ場が多数整備されている。

図4 土地利用の状況



出典：国土数値情報「土地利用細分メッシュ（令和3年度(2021年度)）」

(3) 人口・世帯数

- ・人口は約98.0万人（県全体の約18%）、世帯数は約40.6万世帯（県全体の約17%）となっている。（令和2年(2020年)）

(4) 交通

(鉄道)

- ・JR山陽本線・山陽電鉄本線が東西方向に並走し、JR加古川線が南北を縦断している。
- ・神戸電鉄粟生線、北条鉄道が内陸の市街地を結んでいる。

(基幹道路)

- ・東西方向には中国自動車道、山陽自動車道のほか加古川バイパス等の自動車専用道路が整備されている。
- ・南北を国道175号が縦断し、国道372号が姫路方面及び丹波篠山方面へ連絡している。
- ・東播磨道が臨海部（加古川バイパス）と内陸部（国道175号）を結んでいる。

- (バス)

- (海上交通)

- 図5 交通の状況



第2 播磨東部地域の都市計画の目標等

1 都市計画の目標

(1) 地域の魅力・強み

ア 県内有数の水田農業地域

- ・加古川流域には播州平野が広がり、東条湖や翠明湖などから安定した水を供給する疏水やため池が整備された豊かな農業地域である。
- ・内陸部は酒米「山田錦」の国内最大の生産地であり、県内有数の水田農業地域となっている。
- ・印南野台地に分布する加古大池等の日本一のため池群や淡河川・山田川疏水等は、先人たちが水需要に対処してきた産業遺産でもある。



田園風景(加東市)

イ 発達した交通網

- ・中国自動車道・山陽自動車道が東西に横断し、舞鶴若狭自動車道、神戸淡路鳴門自動車道に接続する東西南北の結節点として交通利便性が高い。
- ・東播磨道、東播磨波連絡道路（西脇北バイパス）など、地域内の南北交通の強化が進んでいる。
- ・臨海部では東西方向の鉄道網が充実し、神戸・阪神間や姫路方面への交通の便が良く、住宅地としての需要も高い。



ため池群(加古大池、稲美町)



東播磨道(八幡三木ランプ)

ウ 匠の技術が生きるものづくり産業

- ・臨海部には鉄鋼、化学工業などの装置産業が集積している。
- ・内陸部は伝統的な地場産業（播州織、金物、釣針等）が盛んであり、平坦な地形と高速道路網を背景に産業団地が多数形成されている。



ひょうご情報公園都市(三木市)

エ 多彩な公園とスポーツ環境

- ・明石公園、播磨中央公園、三木山森林公園、三木総合防災公園、フラワーセンターなど多彩な公園施設が整備されている。
- ・陸上競技場やテニスコートなどスポーツ環境が充実しており、内陸部は全国有数のゴルフ場が立地する地域でもある。



明石公園(明石市)

(2) 地域の課題

ア 土地利用に関する課題

(都市機能の配置)

- ・商業施設、文化施設等の多くが幹線道路沿いなどに分散して立地しており、都市機能の集積が十分でない地域も見られる。今後、人口減少や高齢化が進む中で、自家用車による移動に制約の生じる高齢者等の生活利便性が低下するおそれや、利用者数の減少により都市機能の維持が困難になっていく懸念があるため、アクセス性の高い駅周辺などへの都市機能の立地誘導が必要である。
- ・特に内陸部では、臨海部に比べ都市機能の集積度は低く、日常の生活利便性の維持・向上のために、都市機能の維持・集積やアクセスの確保が必要である。

(市街化調整区域の土地利用)

- ・東播都市計画区域では、主に内陸部の市町において、市街化調整区域に居住する人口が都市計画区域内人口の4割から6割程度を占めており、地域の活力維持に資する柔軟な土地利用が求められている。

表2 東播都市計画区域における市街化調整区域の面積・人口比率 (R5.3)

市町名	面積 (ha)			人口 (千人)		
	都市計画 区域 (A)	市街化調整 区域 (B)	割合 (B/A)	都市計画 区域 (C)	市街化調整 区域 (D)	割合 (D/C)
小野市	7,508	6,967	92.8%	41.4	24.3	58.7%
稲美町	3,492	3,166	90.7%	30.6	16.3	53.3%
加東市	6,396	5,807	90.8%	30.8	12.2	39.6%
西脇市	7,805	7,198	92.2%	31.8	12.4	39.0%
三木市	7,446	6,188	83.1%	64.5	11.2	17.4%
加古川市	13,848	9,816	70.9%	259.3	42.6	16.4%
高砂市	3,438	1,272	37.0%	85.6	2.6	3.0%
明石市	4,942	1,053	21.3%	305.1	6.1	2.0%
播磨町	924	70	7.6%	34.8	0.4	1.1%

出典：令和5年(2023年)都市計画現況調査

イ 交通インフラの課題

- ・加古川バイパス、国道2号、国道250号等において、通勤時間帯を中心に渋滞が慢性化しており、幹線道路における交通の円滑化が必要である。

ウ 水害のリスク

- ・気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化により、加古川水系等の氾濫による水害のリスクが高まっていることから、流域全体で総合的な治水対策が必要である。

エ 地場産業の継承

- ・播州織、利器工匠具（大工道具）の事業所数は近年減少傾向にあり、とりわけ播州織はコロナ禍の影響を受け、生産額の落ち込みが大きくなっている。地場

産業の振興や地場産業を生かした観光の振興等が求められている。

(3) 目指すべき都市構造

ア 現在の都市構造

本地域の臨海部では、神戸・阪神地域に比べてゆとりのある密度の市街地が連たんし、神戸市中心部と姫路市中心部を結ぶ鉄道駅周辺に都市機能が集積する地区が連なっている。

内陸部では、河川や街道沿いの市街地周辺に集落が点在し、鉄道駅周辺や幹線道路沿いに都市機能が集積する地区が分布しているが、臨海部に比べその集積度は低い。

また、臨海部の東西方向の鉄道に加え、分担率は低いものの南北方向にも鉄道を中心とした公共交通ネットワークが形成されている。

イ 将来の都市構造

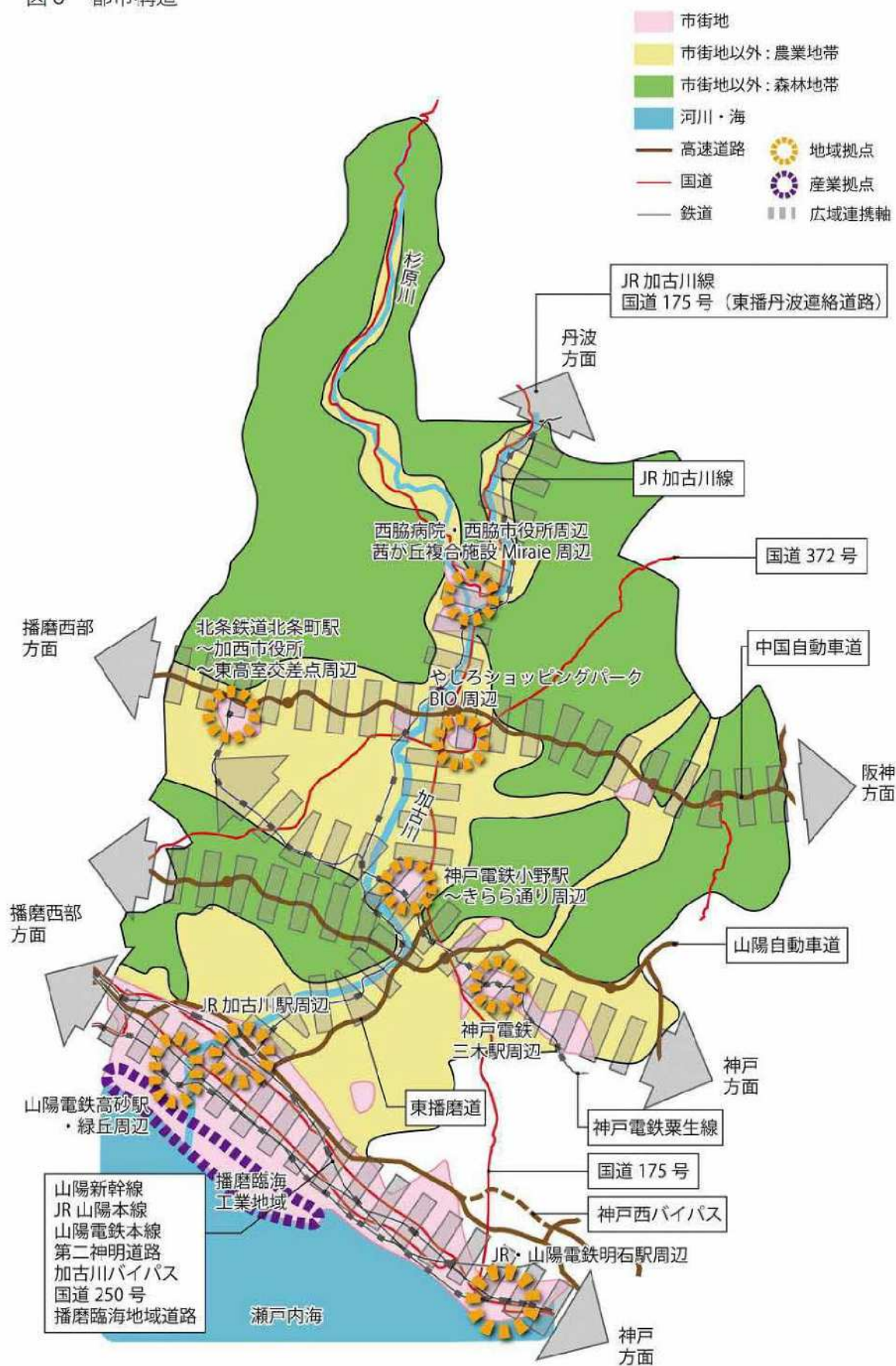
国際競争力の強化を図る神戸市中心部や国際的な観光交流の促進を図る姫路市中心部との役割分担に留意しつつ、各拠点において、地域特性に応じた都市機能や産業等の集積を図るとともに、地域内外の交通ネットワークの強化を通じた都市機能の相互補完を図ることで、「ひょうご都市計画基本方針」に示す地域連携型都市構造³の実現を目指す。

区分	要素※	方針
拠点	地域拠点 ⁴	・ 臨海部では明石駅や加古川駅周辺等において地域全体を対象とする高度な都市機能の集積を図る。 ・ 内陸部では鉄道駅、官公庁周辺等において都市機能の相互補完等も勘案し、広域で都市機能の確保を図る。
	生活拠点 ⁵	・ 日常的に利用する商業、医療・福祉等の生活サービス機能の確保を図る。
	産業拠点 ⁶	・ 播磨臨海地域のほか、インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等において、計画的な産業集積を図る。
交通ネットワーク	広域連携軸 ⁷	・ 神戸西バイパスや播磨臨海地域道路の整備により、広域拠点である神戸、姫路を含む東西方向の交通ネットワークの更なる強化を図る。 ・ 東播磨道の活用や、本地域と丹波地域を結ぶ東播丹波連絡道路の整備により、南北方向の交通ネットワーク強化を図る。 ・ JR加古川線、神戸電鉄粟生線及び北条鉄道の活用・維持を図る。
	地域内連携軸 ⁸	・ 鉄道、国道、県道等からなる地域内連携軸を形成し、広域連携軸へのアクセスや地域拠点、生活拠点相互の連携を強化する。

区分	要素※	方針
エリア	市街地	・臨海部では、利便性の高い駅周辺等において、土地の高度利用や、需要に応じたきめ細かな土地利用により、一定の人口密度を維持する。 ・内陸部では、低未利用地の整備や交通結節機能の強化、拠点における都市機能の維持・誘導を図り、個性と魅力あるまちづくりを推進する。 ・環境への負荷の軽減や良好な景観の形成、災害時の防災空間等に資する都市農地の保全と活用を推進する。
	市街地以外	・集落の機能維持や、広域的に集落の機能を支え合う住民主体の地域運営体制の構築、地域活性化活動を促進するとともに、コミュニティバス等により地域拠点や生活拠点との連携を支え、活力を維持する。 ・市街化調整区域において地域活力の維持・向上を図るため、特別指定区域や地区計画等の制度を活用した計画的なまちづくりを推進する。 ・播磨中部丘陵県立自然公園等の山々、加古川等の河川等からなる広域的な水と緑のネットワークを維持・保全する。

※生活拠点、産業拠点（市町域で完結するもの）及び地域内連携軸については、市町マスタープランにおいて必要に応じて位置付けるものとする。

図6 都市構造



(4) 都市づくりの重点テーマ

ア 都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化

- ・生活拠点など日常生活を営むエリアにおいて、身近な都市機能の立地誘導や確保を図る。
- ・地域と駅を結ぶ移動手段（デマンド交通⁹等）の強化や、パーク＆ライドの推進、駐輪場の整備、サイクルトレインの運行など二次交通の充実により、JR加古川線、神戸電鉄粟生線、北条鉄道等の鉄道利用を促進し、公共交通ネットワークを維持する。
- ・東播丹波連絡道路（西脇北バイパス）の整備を推進するとともに、播磨臨海地域道路の早期事業化に向けて取り組み、渋滞緩和や物流の効率化を図る。



JR土山駅前の都市型商業施設(播磨町)



播磨臨海地域道路の計画

イ 「農」との健全な調和

- ・ため池を適切に管理・保全するとともに、都市計画法のほか農地法、農業振興地域の整備に関する法律などによる重層的な土地利用規制等により農地を保全することで、農産物の供給だけでなく、雨水の貯留浸透や生物多様性の保全などグリーンインフラ¹⁰としての多面的機能の発揮を図る。
- ・産業団地等の開発需要に対しては、都市的土地利用と農林業的土地利用の適切なゾーニングのもと、「農」¹¹との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。



加古大池と農地(稲美町)



加西インター産業団地(加西市)

ウ 伝統と次世代の産業の推進

- ・播州織や金物等の伝統あるものづくり産業が立地する地域においては、住環境と操業環境に配慮した土地利用を誘導することで、地場産業の振興を図る。
- ・播磨臨海地域において、水素等の新エネルギーの活用等の取組によるカーボンニュートラルポート¹²の形成を推進するとともに、次世代成長産業¹³をはじめとする企業の立地や投資を促進する。



播磨臨海地域(東播磨港)



1765年創業の金物問屋(三木市)

エ 集落の地域コミュニティ維持

- ・生活拠点や地域拠点と集落を結ぶ交通について、移動の実態やニーズ等を踏まえつつ、地域特性に応じた交通体系の構築や公共交通等の充実を図る。
- ・集落の地域コミュニティを支える拠点において、生活サービス機能の確保・集約を図るとともに、遠隔医療、ドローン宅配などデジタル技術も活用することで、生活の質の維持・向上を図る。
- ・空き家や農地等を活用した都市住民との交流、二地域居住や移住定住等の促進を図る。



デマンド型乗り合い送迎サービス
(加古川市)



空き家活用特区(県条例)に指定
(西脇市嶋地区)

2 区域区分の決定の有無及び方針

(1) 区域区分の決定の有無

ア 東播都市計画区域

播州平野をはじめ内陸部にも広がりのある平地を有し、高速道路網が整備され利便性が向上しつつある東播都市計画区域は、市街地が連たん又は分布し、依然として開発需要が高いため、無秩序な市街地の拡大を抑制し、計画的な市街化の誘導を図る必要があることから、引き続き区域区分を定める。

イ 加西都市計画区域

加西都市計画区域は、過度な人口流入等はないものの、高速道路のインターチェンジ周辺や幹線道路沿道等に一定の開発需要があることから、農地や景観の保全等にも配慮した土地利用誘導が必要である。一方で、人口減少・少子高齢化により活力の低下が見られる多くの地域では、活性化に資する新たな土地利用ニーズへの迅速な対応が必要である。このため、用途地域や特定用途制限地域等の活用により土地利用コントロールを行うこととし、区域区分は定めない。

ウ 中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域

中都市計画区域、東条都市計画区域及び吉川都市計画区域においては、過度な人口流入等はなく、今後とも急激かつ無秩序な市街化の進行は想定されないことから、引き続き区域区分は定めない。

(2) 区域区分の方針

ア 市街化区域の規模の設定

市街化区域は、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に示された都市の将来像を前提として、人口や産業を適切に収容し得る規模とする。

住宅用地については人口フレーム方式によることとし、目標年次（令和12年（2030年））の人口を推計して市街地として必要と見込まれる面積（以下「フレーム」という。）を設定する。この際、世帯人員の変化や人口密度等の地域特性を考慮する。

商業、工業、流通等の業務用地については、将来の産業活動の規模を勘案して、生産及び流通が円滑に行われるよう配慮しつつ、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条の規定に基づく都道府県計画（以下「県国土利用計画」という。）における県土の利用区分ごとの規模の目標を踏まえて設定する。

また、市街化調整区域内で、区域区分に係る次回定期見直しまでの間に市街化区域へ編入すべき状況が整うと見込まれる区域の土地利用を合理的に取り扱うため、全てのフレームを具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留フレームとし、特定保留（市街化区域に編入予定の区域を特定したもの）又は一般保留（保留フレームのうち区域を特定しないもの）として設定する。

(ア) 住宅用地の規模

東播都市計画区域における将来の人口を下表のとおり見通し、住宅用地の

規模を想定する。

表3 市街化区域に配分されるべき人口

都市計画区域	年次 区分	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)
	都市計画区域内	887.7千人	おおむね 844.6千人
東播都市計画区域	市街化区域内	760.1千人	おおむね 737.2千人

資料 令和2年(2020年)：国勢調査

令和12年(2030年)：国立社会保障・人口問題研究所推計（令和5年(2023年)推計）を基に推計。

注：令和2年(2020年)の人口は、加西市域を含まない。

注：令和12年(2030年)の市街化区域内人口は、保留する人口を含む。

(イ) 業務用地の規模

東播都市計画区域における将来の工業出荷額及び商品販売額を下表のとおり見通し、業務用地の規模は、県国土利用計画における県土の利用区分に応じた規模を想定する。

表4 工業出荷額・商品販売額

都市計画区域	年次 区分	令和2年 ^注 (2020年)	令和12年 (2030年)
	工業出荷額	43,080億円	49,230億円
東播都市計画区域	商品販売額	19,628億円	22,455億円

資料：令和12年(2030年)の工業出荷額及び商品販売額は、工業統計調査、商業統計調査、経済センサス活動調査及び経済構造実態調査における過去の実績値の推移を基に推計。

注：商品販売額について、令和2年(2020年)は新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言下の休業等の影響が見られることから、令和3年(2021年)を基準としている。また、加西市域の工業出荷額及び商品販売額は含まない。

(ウ) 市街化区域の規模

東播都市計画区域の人口・産業の見通しに基づき、かつ市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域の規模を次のとおり想定する。

表5 市街化区域の規模

都市計画区域	令和2年 (2020年)	令和12年 (2030年)
東播都市計画区域	おおむね 14,262ha	おおむね 14,279ha

注：令和2年(2020年)の市街化区域の規模には、加西市域を含まない。

注：令和12年(2030年)の市街化区域の規模には、保留フレームのうち特定保留に係る面積を含み、一般保留に係る面積は含まない。

イ 市街化区域への編入

市街化区域への編入は、土地利用の動向、都市基盤施設や公共交通網の整備状況等の詳細な検討を行い、計画的な市街化を図る上で特に必要な場合に行うものとし、編入する区域は、都市計画区域マスタープラン、市町マスタープラン等に位置付けられ、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が行われる区域のうち、事業の妥当性及び確実性を備えた必要最小限の区域とする。

なお、既存の市街化区域において、農地（田園住居地域又は生産緑地地区が定められている場合は、これらの区域内的の農地を除く。）、低未利用地又は都市基盤施設が脆弱な地区がある場合は、それらを優先して整備することに努める。

また、市街化調整区域内で今後、計画的な整備、開発の見通しのある区域又は土地需要の高まりが著しいと見込まれる区域については、都市計画上必要な理由を明確に示し、保留フレームを活用することなどにより、市街化区域への編入に向けた検討を行う。

ウ 市街化が見込めない区域の措置

現在、市街化区域内にあって、計画的な市街地整備の予定がなく、当分の間市街化が見込まれない区域や、防災上の理由から都市活動に適さない区域等については、市街化調整区域への編入に努める。

市街化調整区域への編入は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、市街化調整区域としての土地利用計画を検討した上で行う。

（３）市街化調整区域における計画的な市街化の方針

加東市社地区の加東バスターミナル周辺において、計画的な市街化を促進する。

3 都市づくりに関する方針

(1) 土地利用に関する方針

ア 区域区分を行う都市計画区域

(ア) 主要用途の整備方針

a 住宅地

主要な鉄道駅周辺は中高層を中心とした住宅を誘導し、その他の地域は広い敷地面積をもった低層のゆとりある住宅地とするなど、地区の特性に応じて用途、密度、形態等を適切に誘導する。

特に、低層住宅地における良好な住環境を保全する必要がある場合や、中低層住宅地において高層建築物等の立地による住環境問題の発生を防止する場合は、地区計画や高度地区等を活用し、住環境の保全及び向上を図る。

また、持続可能な日常生活圏の形成やニュータウン・郊外住宅地の再生の観点から、用途地域のきめ細かな見直し等により、生活利便施設の適切な配置や、コワーキングスペースなど多様な暮らし方・働き方に必要な都市機能の充実を図る。

なお、近年の大型台風や集中豪雨等による災害の激甚化・頻発化を踏まえ、崖崩れ、地すべり、土砂流出等のおそれのある地域については、治山・砂防事業による防災対策を講じる場合を除き、土砂災害特別警戒区域等の指定と併せて市街化調整区域や立地適正化計画における居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。

b 商業・業務地

既に都市機能が集積している地域拠点において、市町の中心市街地活性化の取組等により商業及び業務活動の利便の増進を図るとともに、医療・福祉、子育て支援、文化、交流等の多様な都市機能の導入やまちなか居住の促進により、にぎわいの創出を図る。

特に、JR・山陽電鉄明石駅周辺及びJR加古川駅周辺においては、都市基盤施設の整備と併せて土地の高度利用を促進し、多様な都市機能の集積を図る。

また、建蔽率の高い建築物が密集する区域においては、防火地域又は準防火地域の指定により市街地の不燃化を推進し、住居系用途地域に隣接する商業系用途地域など高容積率を利用した高層共同住宅等の立地が見込まれる区域においては、地区計画の活用等により新たな住環境問題の発生を防止するなど、地区の特性に応じた土地利用を誘導する。

なお、主要な駅周辺等の利便性が高い地域に存する未利用地、農地等については、土地の有効利用の観点から都市的土地利用への転換を促進する。

生活拠点については、徒歩圏内での医療・福祉、子育て支援、日用品販売等の施設の立地など、日常生活のニーズに対応する都市機能の誘導を図る。

c 工業地・流通業務地

物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部やインターチェンジ周辺等

において、既存産業の一層の充実や新たな産業拠点の形成を図る。

明石市西部から高砂市にかけての臨海部の工場集積地においては、基幹産業の強化や次世代成長産業をはじめとする企業の立地を促進し、産業構造の変化・多様化にも対応できる工業地としての土地利用を維持する。

内陸部においては、周辺環境との調和に配慮しつつ、整備が進む基幹道路ネットワークの利便性を生かし、既存産業団地等への産業立地を促進するとともに、インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等の製造業や流通業務に適した地区における新たな産業拠点の形成を図る。

臨海部の主要幹線道路沿いの住工混在地や、内陸部の地場産業を支えてきた工場や事業所と住宅が混在する地域においては、特別用途地区、高度地区や地区計画等の活用により、住環境と操業環境に配慮した住工共存の土地利用を誘導する。

さらに、工場における環境性能の向上等を踏まえ、工場立地法（昭和34年法律第24号）に基づく国の準則で定められた緑地面積率等を市町条例で緩和するなど、行政の積極的な対応により地域産業の振興を促進する。

(イ) 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

a 既成市街地を中心とした人口密度の維持

都市機能や公共交通の利用圏人口を確保するため、都市基盤施設や公共交通が一定整備されている既成市街地への居住の誘導を図るとともに、既に都市機能が充実している区域又は交通結節機能を有する区域等の既成市街地を中心として、立地適正化計画における誘導施設の設定により、都市機能を誘導する。

また、災害の発生リスクが高い区域においては、災害危険区域等の指定による住宅等の建築抑制や構造規制を検討する。

b 都市と緑・「農」が調和したゆとりある土地利用

住宅地周辺のまとまりのある農地については、近郊農業による都市住民への農産物供給のほか、農業体験・学習や生産者との交流の場、災害時の一時避難地、雨水の貯留浸透などグリーンインフラとしての側面を有していることから、必要に応じ、都市における緑のオープンスペースとして保全・活用を図る。

その際、生産緑地制度、地区計画農地保全条例、市民農園等の制度の活用等により、都市と緑・「農」が調和したゆとりある土地利用を図る。

c オールドニュータウン等の住宅地の再生

住民の高齢化や住宅・施設の老朽化が一斉に進展する郊外のニュータウンでは、空き家の増加等に伴う住環境の悪化を防止し、コミュニティの再構築や地域活力の維持・向上を図るため、「兵庫県ニュータウン再生ガイドライン」を活用して、施設のリノベーションや住み替えの促進、コミュニティ活動の場や日常の移動手段の確保などの取組を推進する。

さらに、高齢者や子育て世帯のニーズに対応した住宅供給の促進と併せて、専用住宅地としての住環境保全を主眼とする土地利用規制をきめ細かな視点で柔軟に見直すことにより、医療・福祉、子育て支援、日用品販売等の生活サービス機能やコワーキングスペース等の多様な働き方を支える施設が徒歩圏内に立地する魅力ある住宅地へ再生する。

d 大規模集客施設の適正な立地

大規模集客施設については、目指すべき都市構造の形成や周辺道路の交通量の変化など都市基盤に及ぼす影響に配慮しつつ、市町の中心市街地活性化の取組や特別用途地区の指定と連携して「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム」を運用し、広域的な観点から適正な立地を推進する。

特に、地域拠点等については、大規模集客施設の立地を誘導する「商業ゾーン」とし、その他の郊外部の幹線道路沿道等においては、特別用途地区等により立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となった大規模集客施設の立地については、地区計画の活用等により、弾力的に土地利用を誘導する。

e 大規模工場の移転や大規模集客施設の撤退等に伴う土地利用転換への対応

大規模な工場の移転等が生じる場合には、「工場敷地の再利用に係る都市機能の調和等に関する要綱」により、事業者周辺環境と調和した適切な跡地利用を促し、都市機能との調和を図る。

また、大規模集客施設が撤退する場合には、大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例（平成17年兵庫県条例第40号）により、撤退後の周辺地域における都市機能の調和を図る。

その際、跡地における土地利用の転換が見込まれる場合には、用途地域の変更や再開発等促進区を定める地区計画の活用などにより、望ましい市街地環境へ誘導する。

(ウ) 市街化調整区域の土地利用の方針

a 「農」との健全な調和

農業を振興する地域として無秩序な市街化を抑制することとし、都市的土地利用を図る場合は、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。

農業を通じて維持されてきた地域環境を適切に管理していく上で、持続可能な農業構造の実現が重要であることを踏まえ、農産物の加工、販売等のための施設については、地域環境との調和に配慮しつつ立地の誘導を図る。

b 地域の活力の維持に資するまちづくりの促進

人口減少・少子高齢化の進行などにより、活力が低下している地域も見られることから、市街化を抑制すべき区域という市街化調整区域の本来の性

格を維持しつつ、地域の実情に応じた土地利用を実現する手法として、地区計画や特別指定区域制度の活用に加え、空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例（令和4年兵庫県条例第22号）に基づく「空家等活用促進特別区域」の指定により、空き家の用途変更を柔軟に認めるなど、開発許可制度の弾力的運用を図る。

具体的には、都市基盤の整備された旧町村の中心地等で住宅や店舗等の立地により集落の活力維持を図る必要がある地域、産業拠点や交流拠点の形成により活性化を図る必要がある地域、隣接する市街化区域の工場等が現地で事業を継続できるよう敷地を拡張する必要がある地域などにおいて、地区計画等の活用により、地域の住民や企業による主体的なまちづくりを誘導する。

特に、インターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等における産業用地需要などへの対応については、上位関連計画を踏まえて開発整備の必要性を判断の上、農林漁業との適切な調整を図り、地区計画等を用いて計画的な開発整備を誘導する。

大規模集客施設や公共公益施設の立地については、市街化区域内において設置できない理由や施設の位置及び規模について相当の妥当性があり、かつ、都市計画区域の計画的な市街化を図る上で支障がないと認められる場合を除き、原則として抑制する。

水災害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、浸水想定区域等のうち災害時に人命に危険を及ぼす可能性の高いエリアについては、総合的な安全対策が講じられる場合を除き、原則として開発を抑制する。

イ 区域区分を行わない都市計画区域等

（ア）地域の特性に応じた重層的な土地利用コントロール

加西都市計画区域、中都市計画区域、東条都市計画区域、吉川都市計画区域及び都市計画区域外では、豊かな農地や水源となる森林が織り成す美しい田園風景を保全し、自然環境と調和した地域づくりを推進するため、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）、農地法（昭和27年法律第229号）、森林法（昭和26年法律第249号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）等に基づく規制誘導手法を活用した重層的な土地利用コントロールを行う。

加西都市計画区域では、市街地や産業用地、集落、農地など、それぞれのまとまりや地域特性に配慮しつつ、良好な自然環境や景観の保全を図りながら、用途地域、特定用途制限地域、地区計画のほか、市条例による総合的な土地利用コントロールにより、開発行為及び建築行為の規制・誘導を行う。

中都市計画区域、東条都市計画区域、吉川都市計画区域及び都市計画区域外では、緑豊かな地域環境の形成に関する条例（平成6年兵庫県条例第16号。以下「緑条例」という。）に基づく開発行為の誘導とともに、「緑豊かな環境形成地域」内においては、住民が主体となって地区のルールづくりを行う計画整備

地区制度も活用し、土地利用の規制・誘導を図る。

特に、ひょうご東条、吉川の各インターチェンジ周辺や国道372号の沿道等の開発需要がある地域においては、用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の活用により、無秩序な市街地の拡大の抑制や生活環境の悪化の防止を図りつつ、地域活力の維持・向上に必要な機能の確保を図る。

(イ) 計画的な整備・改善による市街地の質の向上

地域拠点又は生活拠点に位置付けられた市街地等においては、人々の居住や都市的な活動の場として、用途地域、特定用途制限地域、地区計画等の活用により良好な市街地環境の形成を図る。

また、整備が進む基幹道路ネットワークの利便性を生かし、既存産業団地をはじめインターチェンジ周辺又は幹線道路沿道等の製造業や流通業務に適した地区において産業立地を促進する。

(2) 都市施設に関する方針

目指すべき都市構造の実現に向け、「東播磨地域ひょうごインフラ整備プログラム」及び「北播磨地域ひょうごインフラ整備プログラム」に基づき都市基盤施設の整備を計画的に推進するとともに、「ひょうごインフラ・メンテナンス10箇年計画」に基づく計画的・効率的な老朽化対策を推進することで、都市基盤施設の安全性を確保する。

また、長期末着手となっている都市計画施設については、必要性や実現性等を勘案し、廃止を含めた適切な見直しを行うほか、学校、公民館、病院等の施設については、将来に必要な施設サービスの質と量を踏まえた上で、需要が高いと見込まれる地区での立地を基本とする。

ア 交通施設

都市機能を相互に補完する地域拠点間の連携強化と日常生活圏における利便性の確保を図るため、周辺環境や景観に配慮しつつ、広域連携軸や地域内連携軸に位置付けた道路の整備及び公共交通の利用促進を図る。

道路については、臨海部と内陸部の連携を強化し、日常生活の利便性向上や産業の生産性向上、人的・物的交流の促進、救急医療機関へのアクセス性向上などに寄与する東播磨道の活用及び東播丹波連絡道路の整備を推進するとともに、神戸地域や播磨西部地域等との連携と交流を強化する神戸西バイパスの早期完成に向けた整備及び播磨臨海地域道路の早期事業化に向けた取組を推進することにより、基幹道路ネットワークの一層の拡充を図る。

また、国道2号の拡幅整備、JR東加古川駅付近や山陽電鉄高砂駅～荒井駅付近の連続立体交差事業の事業化を推進し、安全で円滑な道路交通環境を確保する。

公共交通については、駅前広場整備による交通結節機能の向上、鉄道及び高速バスと路線バス等との接続改善やパークアンドバスライドの促進、歩行環境の改善、駐輪場や自転車レーン等の整備による自転車活用の推進を図るとともに、

JR加古川線や神戸電鉄粟生線、北条鉄道においては、駅周辺への都市機能の配置、サイクルトレインや二次交通の充実等により、多様な利用を創出する。

内陸部においては、集落等から生活拠点や地域拠点へアクセスする路線バスの維持を図るとともに、コミュニティバスの運営やデマンド交通の運行支援など、地域の状況に応じた移動手段の確保を図る。あわせて、持続可能な交通体系の構築を目指し、定時定路線の交通における自動運転車の導入等を検討する。

そのほか、重要港湾である東播磨港については、国際コンテナ戦略港湾である阪神港への集貨を担う内航フィーダー網の充実強化、水素等の新エネルギーの活用によるカーボンニュートラルポートの形成等により、物流・産業拠点としての機能強化を図る。

イ 公園・緑地

生物多様性の保全・再生の視点も踏まえ、中国山地や播磨中部丘陵等の森林、加古川、播磨灘、印南野台地のため池等の豊かな自然環境や水辺空間の保全を図るとともに、市街地においては、ヒートアイランド現象の緩和、防災機能の向上、都市景観の形成、コミュニティづくりやにぎわいの創出等の多様な機能を勘案し、公園の整備や緑地の保全を図り、自然が有する多様な機能を備えたグリーンインフラを形成するとともに、周辺の自然環境を含めた水と緑のネットワークを形成する。

特に、災害時に県全体の広域防災拠点としての役割を担う三木総合防災公園、明石城跡で様々な運動施設等を有する明石公園、広域レクリエーション需要等に対応する播磨中央公園等については、適正に維持管理するとともに、Park-PFIなど民間活力導入の可能性を探りながら更なるサービス向上に資する魅力ある施設の整備を推進する。

また、史跡や文化財と一体となった身近な緑を保全するとともに、住民団体等が実施する植樹や芝生化等の緑化活動に対して支援を行う「県民まちなみ緑化事業」を活用し、まちなかの緑の保全・創出を図る。

ウ 河川・下水道

「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針に基づき、治水・利水、生態系、水文化・景観、親水に配慮した河川整備を推進するとともに、加古川市や小野市における、加古川の河川敷や水面を利用した「かわまちづくり」の取組を通じて、河川とまちをつなぐにぎわいのある水辺空間の形成を図る。

また、洪水等による浸水被害に対して住民の安全を確保するため、河川整備を計画的に推進するとともに、杉原川等において、人と自然が共生する河川環境の保全と創出を図る。

さらに、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、生活排水処理計画に基づく流域下水道、公共下水道（特定環境保全公共下水道を含む。）、集落排水処理施設、コミュニティプラント等の更新・整備及び適正な維持管理を図るとともに、合併処理浄化槽の設置及び適正な維持管理を促進する。

あわせて、豊かな海の実現に向けた栄養塩類の循環バランスに配慮した下水処理場の運転管理の取組や都市部における雨水対策を推進する。

エ その他の都市施設

廃棄物処理施設は、住民の生活や事業活動に不可欠な施設であることから、周辺土地利用やアクセス等に配慮して適正な立地を図るとともに、廃棄物の発生抑制や再生利用の促進など持続可能な循環型社会の構築に取り組む。

(3) 市街地整備に関する方針

安全で安心な魅力ある都市づくりに向けて、都市計画法等の特例制度や各種支援制度を活用して民間投資を適切に誘導し、地域の課題に応じた市街地整備・改善を推進する。

なお、市街地開発事業の都市計画決定後、長期にわたって事業に着手していない区域については、廃止を含めた見直しを検討する。

既成市街地内においては、公民連携でビジョンを共有し、空地等の暫定利用、リノベーション、歩行者の利便増進に資する道路空間の再構築、駅前広場等の利活用、法定事業など多様な手法を組み合わせ、段階的・連鎖的に展開することで、持続的な更新と価値向上を図る。

特に、JR加古川駅周辺においては、都市機能の充実、老朽化した建物の更新や低未利用地の高度利用、人中心の空間の整備、駅前交通広場の再編等を推進し、JR・山陽電鉄明石駅周辺と共に、臨海部の核として、商業・業務、医療、文化・芸術、交流、子育て支援等の都市機能の強化を図る。

山陽電鉄江井ヶ島駅周辺等の利便性の高い市街地内に残る低未利用地のうち都市基盤施設が未整備の地区については、土地区画整理事業等により土地利用の増進を図る。その際、区画の再編を小規模にとどめる土地区画整理事業など柔軟な取組を促進するとともに、地区計画等の活用により、目標とする市街地像へ適切に誘導する。

また、加古川市^{かんのだい}神野台地区、小野市市場・山田地区において、それぞれ健康拠点構想、小野長寿の郷構想に基づき、医療・健康・福祉が一体となった拠点を形成するほか、明石市役所周辺における「明石港東外港地区再開発」等の計画的な市街地の形成を推進する。

さらに、高齢者、障害者等を含む全ての人が社会活動へ参画できる環境を整備するため、道路や施設等のバリアフリー化を促進する。

東播都市計画区域においては、都市再開発法（昭和44年法律第38号）に基づく「都市再開発の方針」、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成9年法律第49号）に基づく「防災街区整備方針」を定め、適切な市街地整備を進める。

そのほか、これまでの市街地開発事業等の事業手法に加え、「兵庫県密集市街地整備マニュアル」を活用し、建築基準法（昭和25年法律第201号）の緩和規定等を

活用した住民の自主的な建替え等への支援により、密集市街地の解消を目指す。

(4) 防災に関する方針

「兵庫県地域防災計画」に基づき、災害時における都市機能の強靱化を図るため、均衡のとれた都市施設の配置とそれらのネットワーク化、大規模な地震の発生に備えた都市の耐震化・不燃化や津波対策の強化、水害・土砂災害等に強い地域づくりを推進する。

特に、南海トラフ地震や山崎断層帯地震に備え、周辺地域との相互連携やより広域での応援協定等により復旧・復興力（レジリエンス）を高めておくなど、災害に強い都市づくりを進める。

また、「防災・減災」の取組に並行して、実際に被災した場合に、早期かつ的確に復興まちづくりに取り組めるよう「復興事前準備」の取組を進める。

ア 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の救援・救護、復旧活動等を円滑に行うため、県全体の広域防災拠点の役割を担う三木総合防災公園と広域防災拠点である明石海浜公園、日岡山公園、播磨中央公園を核として、地域防災拠点等との連携を図る。

さらに、災害応急活動に必要な物資の搬送等のための緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化、無電柱化等を進めるとともに、緊急自動車等の通行を確保する緊急交通路を設定するなど緊急輸送体制の確保を図る。

また、道路、公園、緑地その他のオープンスペースを計画的に配置・整備し、これらのネットワーク化を図ることで防災機能を高める。

イ 都市の耐震化・不燃化等

地域の特性を勘案しつつ、建築物の耐震化・不燃化及び延焼防止に資する緑地の整備等を推進する。

特に、防災上重要な公共建築物、緊急輸送道路沿道の建築物、津波避難ビル、災害時要援護者利用施設（老人ホーム等）などの耐震化・不燃化を図るとともに、密集市街地における建物の不燃化や延焼防止対策を一層推進する。

また、上下水道等のライフラインの耐震化を推進するほか、ハザードマップ等により浸水のおそれがあるとされている区域においては、地区計画等を活用し、建築物の高床化、敷地のかさ上げ、電気設備等の高所設置など建築物の浸水対策を促進する。

ウ 水害・土砂災害等に強い地域づくり

(ア) 総合的な治水対策

平成30年7月豪雨や令和5年台風7号等、風水害が激甚化・頻発化していることを踏まえ、河川の事前防災対策として河川改修や既存ダムの有効活用等を重点的に推進する。

また、流域治水関連法¹⁴や総合治水条例に基づき、加古川等の流域において、

河川や下水道の整備による浸水対策に加え、ため池、水田、校庭等における雨水貯留浸透機能の確保等による流域対策、ハザードマップの公表、雨量や水位等の防災情報の発信、避難体制の整備等による減災対策を推進するとともに、河川整備の状況、災害発生のおそれの有無、水源涵養の必要性等を考慮した土地利用を図るなど、総合的な治水対策を推進する。

また、農業施策との連携のもと、農業用水路や老朽ため池等の維持管理や耐震化を促進し、浸水リスクの軽減を図る。

(イ) 津波・高潮対策の推進

平成30年台風第21号等を踏まえ策定した「兵庫県高潮対策10箇年計画」に基づき、優先度の高い箇所から防潮堤嵩上げ等を推進する。

さらに、「南海トラフ地震・津波対策アクションプログラム」に基づき、住民の迅速・円滑な避難体制の整備を図る。

(ウ) 土砂災害等の防止

山麓部における崖崩れ、地すべり、土砂流出等による被害を防止するため、災害危険区域等の災害レッドゾーン¹⁵や土砂災害警戒区域の指定等により、警戒避難体制の整備、建築物の構造規制等を行うとともに、災害レッドゾーンについては市街化調整区域や立地適正化計画の居住誘導区域外とし、市街化を抑制する。また、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）の適切な運用を図るとともに、太陽光発電施設等の設置に当たっては、太陽光発電施設等と地域環境との調和に関する条例（平成29年兵庫県条例第14号。以下「太陽光条例」という。）に基づき、防災上の措置を適切に講じる。

そのほか、「山地防災・土砂災害対策計画」に基づき砂防堰堤や治山ダム等の重点的な整備を推進するとともに、緊急防災林の整備（簡易流木止め施設の設置や間伐木を利用した土留工の設置等）などにより「災害に強い森づくり」を推進する。

(5) 環境共生に関する方針

ア 脱炭素化の推進

(ア) コンパクトな都市構造の形成

都市のエネルギー利用効率の向上、CO₂排出量の削減等に向けて、地域拠点や生活拠点などへの都市機能の集積及び居住の誘導、公共交通の利用促進などにより脱炭素化に資するコンパクトな都市構造を形成する。

(イ) 住宅・建築物の脱炭素化

既に都市機能が集積する地域拠点の再整備、新たな住宅地や産業団地の開発などの機会を捉え、先進技術の導入による建築物のエネルギー利用の効率化、エネルギーの面的利用による地域全体のエネルギー効率の向上を推進する。

また、ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）やネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）等のエネルギー効率の優れた建築物の普及、住宅・建築物の木質化や省エネ改修を促進する。

（ウ）交通の脱炭素化

公共交通の維持・利便性向上や自転車通行空間の整備、駐輪場の適正配置、シェアサイクル等の導入、郊外住宅地等におけるグリーンスローモビリティ¹⁶の導入等により、過度な自家用車への依存から公共交通や自転車等への転換を促進するとともに、電気や水素等の新エネルギーを活用した交通手段の導入を推進する。

また、都市計画道路の整備や鉄道の高架化等により、交通渋滞に起因する燃費の悪化やCO₂排出量増加等の軽減を図るとともに、東播磨港を活用した物流のモーダルシフト¹⁷を推進し、交通の脱炭素化を推進する。

（エ）カーボンニュートラルポートの推進

ものづくり産業やエネルギー産業が集積する播磨臨海地域において、水素エネルギーの活用やエネルギー利用の効率化など、港湾地域全体の脱炭素化を目指す「カーボンニュートラルポート」形成の取組を推進する。

イ グリーンインフラの活用

（ア）市街地を取り巻く緑の保全・創出

加古川水系をはじめとする河川や全国有数のため池群、播磨灘の海岸など水辺空間の保全を図り、播磨中部丘陵など市街地周辺の森林や市街地内の公園・緑地、緑化空間などと有機的につなげることで、景観、環境、防災・減災、生物多様性など多面的な効用を有する水と緑のネットワークを形成・充実する。

また、緑地の質・量両面での確保に向けて、都市の公園・緑地に加え、市街地や集落内にある歴史・文化資源等と一体となった緑の保全、公共空間における緑化の推進、新たな開発地や工業、商業その他の業務施設における緑化の誘導など、多様な緑を保全・創出する。

あわせて、グリーンインフラとして広域から地域レベルに至る多様な自然環境のネットワークを形成し、自然の力を生かした安全・安心・快適なまちづくりを推進する。

（イ）農地の保全・活用

自然・田園が広がる地域では、農地や自然環境を保全する制度の活用とともに、無秩序な市街化を抑制し、「農」との健全な調和を前提とした計画的な土地利用を図る。特に、市街化調整区域においては、地区計画等を活用して農業的土地利用と調和した土地利用を誘導する。

また、市街化区域内農地については、これを保全し食糧生産とともに緑地や防災など多面的な機能を効果的に発揮させるため、田園住居地域や生産緑地

地区の指定のほか、防災協力農地の登録や農地のコミュニティ利用等を促進する。

あわせて、「農」とのふれあい空間を確保するため、市民農園や農家レストラン、農産物直売所の開設等を促進する。

(ウ) 森林の保全、森林資源の活用

播磨中部丘陵などの森林は、国土保全、水源涵養、地球温暖化防止、生物多様性、癒しや休養、木材等の林産物供給などの多面的機能を有している。こうした豊かな自然環境を保全するため、各法令に基づく重層的な土地利用規制等により森林の保全を図る。また、林業振興のほか、集落近くでの野生動物共生林整備や、多様な担い手による森づくり活動の推進により、人と野生動物との棲み分けを図るとともに、里山の整備・活用を推進する。

あわせて、森林保全に貢献する都市づくりとして、木質バイオマスエネルギーの導入や住宅・建築物における県産木材の利用促進等、都市における森林資源の活用を推進する。

(6) 景観形成に関する方針

魅力ある景観を守り、創り、育み、未来に伝えるため、「ふるさと兵庫景観づくり基本方針」に基づき、住民、事業者、行政がそれぞれの役割のもとで連携した景観形成の取組を進める。

播磨中部丘陵及びこれに連続する段丘岸等の緑地、加古川や播磨灘等を中心とした豊かな水と緑の自然景観の保全を図るとともに、景観法（平成16年法律第110号）や景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「景観条例」という。）等の活用により、印南野台地のため池群（稲美町等）や岩座神地区^{いさりがみ}の棚田（多可町）等の文化的景観、湯の山街道（三木市）の城下町、北条の宿場町・寺町や高砂の港町等の歴史的まちなみの保全・活用を図る。

その他の地域においても、景観法や景観条例による建築物の形態や意匠の制限、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）や屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）による屋外広告物の規制、緑条例による緑地の保全・創出等により播磨東部地域にふさわしい景観を誘導する。その際、主要な駅やインターチェンジ周辺等においては、地域の玄関口としての景観形成に配慮する。

あわせて、地域の景観の形成に重要な役割を果たしている建築物等や地域資源については、景観形成重要建造物等の指定や景観遺産の登録により、景観資源として保全・活用を図る。

さらに、道路等からの眺望に配慮した緑化や無電柱化の推進、太陽光条例の適切な運用等により、周辺環境と調和した播磨東部地域らしい景観を創出する。

(7) 地域の活性化に関する方針

明石城や日本遺産の構成文化財である工楽松右衛門旧宅^{くらくまつえもん}（高砂市）など、近世近代の豊かな歴史を背景とした様々な地域資源を生かしたまちづくりを推進する。

また、「いなみ野ため池ミュージアム」、「高砂みなとまちづくり」、「北はりま田園空間博物館」等の参画と協働の取組を促進するとともに、播磨臨海工業地域、内陸の工業団地、播州織等の地場産業や産業遺産など、伝統と匠の技が生きるものづくり産業の集積を生かした広域・周遊型の産業ツーリズムを推進する。

北部の自然豊かな地域等は、都市部と程よい近さにある豊かな自然環境を生かし、新たなワークスタイルやライフスタイルを実現する場ともなり得る地域であることから、地域特性を踏まえつつ、多様なライフスタイルを実現できるまちづくりを支援する。

年々増加する空き家については、空家等活用促進特別区域の指定等により、地域コミュニティや民間事業者等が主体となった利活用やリノベーション等を進め、積極的に市場への流通を促し、まちのにぎわいの創出や地域の人口維持につなげる。

4 主要な都市施設等の整備目標

目標年次までの期間に事業中又は計画の具体化を予定している主な都市施設及び市街地開発事業等は次のとおりである。

(1) 交通施設

ア 自動車専用道路

路線名	事業場所	概要
播磨臨海地域道路	神戸市～太子町	新設（計画の具体化） L=約50km
（国）2号〔神戸西バイパス〕	神戸市西区伊川谷町 ～明石市大久保町	新設 L=約6.9km
東播丹波連絡道路	西脇市～丹波市	新設（計画の具体化） L=約17km

イ 幹線街路

路線名	事業場所	概要
（国）2号〔和坂拡幅〕	明石市立石町1丁目～和坂	現道拡幅 L=約1.3km
（国）2号〔平野〕	加古川市野口町坂元 ～加古川町平野	現道拡幅 L=約0.9km
（主）神戸加古川姫路線 〔山角〕	加古川市平荘町山角	バイパス L=約1.1km
（主）宗佐土山線 〔天満大池バイパス〕	稲美町国安～六分	バイパス L=約1.0km
（主）宗佐土山線 〔国岡バイパス〕	稲美町国岡	バイパス L=約0.5km
（主）高砂北条線〔投松〕	加古川市西神古町宮前 ～志方町投松	現道拡幅 L=約0.8km
（都）朝霧二見線 〔谷八木小前〕	明石市大久保町谷八木	現道拡幅 L=約0.2km
（都）朝霧二見線〔江井島〕	明石市大久保町江井島 ～大久保町西島	現道拡幅 L=約0.9km
（都）国道2号線〔寺家町〕	加古川市加古川町平野 ～加古川町寺家町	現道拡幅 L=約1.1km
（都）本荘加古線〔高畑〕	加古川市平岡町高畑	現道拡幅 L=約0.6km
（都）神野別府港線〔新在家〕	加古川市平岡町新在家	現道拡幅 L=約0.6km
（都）朝霧二見線〔藤江〕	明石市藤江	現道拡幅 L=約0.4km
（都）朝霧二見線〔中尾〕	明石市魚住町中尾 ～魚住町西岡	現道拡幅 L=約1.0km
（都）国道2号線〔本町〕	加古川市加古川町寺家町 ～加古川町本町	現道拡幅 L=約0.6km

路線名	事業場所	概要
(国) 175号 〔西脇北バイパス〕	西脇市下戸田 ～黒田庄町大伏	バイパス L=約5.2km
(国) 427号 〔西脇道路（上野）〕	西脇市下戸田～上野	現道拡幅 L=約0.3km
(主) 三木三田線 〔志染バイパス〕	三木市志染町窟屋 ～志染町三津田	バイパス L=約1.6km
(主) 神戸加東線 〔桃坂バイパス〕	三木市口吉川町桃坂 ～加東市大畑	バイパス L=約1.2km
(国) 372号 〔加西バイパス第1〕	加西市東笠原町～三口町	バイパス L=約1.8km
(主) 神戸三木線〔東〕	三木市志染町広野 ～別所町小林	バイパス L=約2.3km
(主) 多可北条線〔産坂〕	多可町中区坂本	現道拡幅 L=約1.0km
(都) 西脇上戸田線 〔西脇道路（東本町）〕	西脇市上野～西脇	現道拡幅 L=約0.5km

ウ 鉄道との立体交差

路線名	事業場所	概要
JR山陽本線 〔東加古川駅付近〕	加古川市平岡町～野口町	連続立体交差 L=約3.7km
山陽電鉄本線 〔高砂駅～荒井駅付近〕	高砂市高砂町～荒井町	連続立体交差 L=約2.5km

(2) 公園

名称	事業場所	概要
(仮称) 小野希望の丘エコ・ クリーン・パーク	小野市浄谷町ほか	総合公園 A=約10ha

(3) 河川

名称	箇所	概要
(一) 別府川〔上流工区〕	加古川市	河川改修 L=約1.3km
(一) 水田川	播磨町、加古川市	河川改修 L=約1.0km
(二) 喜瀬川	加古川市	河川改修 L=約0.9km
(二) 法華山谷川	高砂市、加古川市	河川改修 L=約13.3km
(二) 明石川〔JR橋梁工区〕	明石市	河川改修 L=約0.1km
(二) 清水川	明石市	河川改修 L=約0.5km

名称	箇所	概要
(一) 加古川〔西脇工区〕	西脇市	河川改修 L=約3.1km
(一) 加古川〔蒲江工区〕	西脇市	河川改修 L=約2.5km
(一) 杉原川〔西脇工区〕	西脇市	河川改修 L=約1.3km
(一) 野尾谷川	西脇市	河川改修 L=約1.2km
(一) 美嚢川	三木市	河川改修 L=約2.5km
(一) 東条川〔小野下流工区〕	小野市	河川改修 L=約2.5km
(一) 東条川〔小野上流工区〕	小野市	河川改修 L=約6.4km
(一) 思出川	多可町	河川改修 L=約1.3km
(一) 千歳川	加西市	河川改修 L=約2.2km

(4) 市街地開発事業等

市町名	地区名	面積	整備手法
三木市	ひょうご情報公園都市 第2期工区	約100ha	公的開発等
加西市	加西インター産業団地	約63.1ha	公的開発等

参考) 現況図表

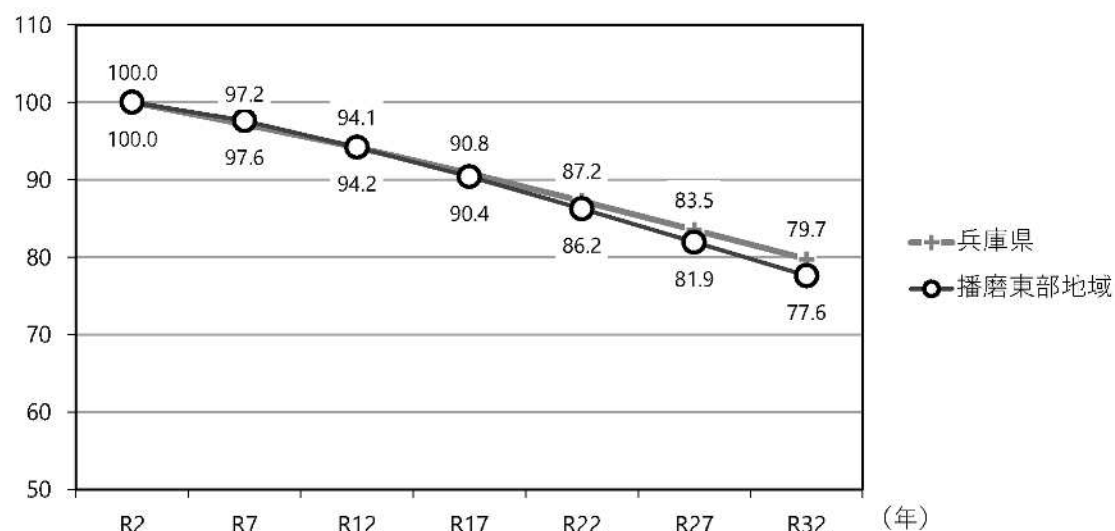
表6 市町別人口の推移と将来見通し

単位：万人

市町名等	平成 2年 (1990年)	平成 12年 (2000年)	平成 22年 (2010年)	令和 2年 (2020年)	令和 12年 (2030年)	令和 22年 (2040年)	令和 32年 (2050年)
兵庫県	540.5	555.1	558.8	546.5	514.5	476.7	435.8
播磨東部地域	95.8	102.0	100.1	98.0	92.3	84.5	76.1
明石市	27.1	29.3	29.1	30.4	30.1	28.7	27.0
加古川市	24.0	26.6	26.7	26.1	24.5	22.4	20.1
西脇市	4.6	4.6	4.3	3.9	3.3	2.8	2.4
三木市	8.4	8.6	8.1	7.5	6.7	5.8	4.9
高砂市	9.3	9.6	9.4	8.8	8.0	7.1	6.2
小野市	4.6	4.9	5.0	4.8	4.4	4.0	3.6
加西市	5.2	5.1	4.8	4.3	3.8	3.2	2.7
加東市	3.8	4.1	4.0	4.1	3.9	3.7	3.4
稲美町	3.1	3.2	3.1	3.0	2.8	2.5	2.1
播磨町	3.1	3.4	3.3	3.4	3.2	3.0	2.7
多可町	2.6	2.5	2.3	1.9	1.5	1.2	0.9

資料：国勢調査（令和2年(2020年)以前）、
国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年(2030年）以降）

図7 人口の将来見通し（令和2年(2020年)を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年(2020年)以前）、
国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年(2025年）以降）

表7 市町別65歳以上人口比率の推移と将来見通し

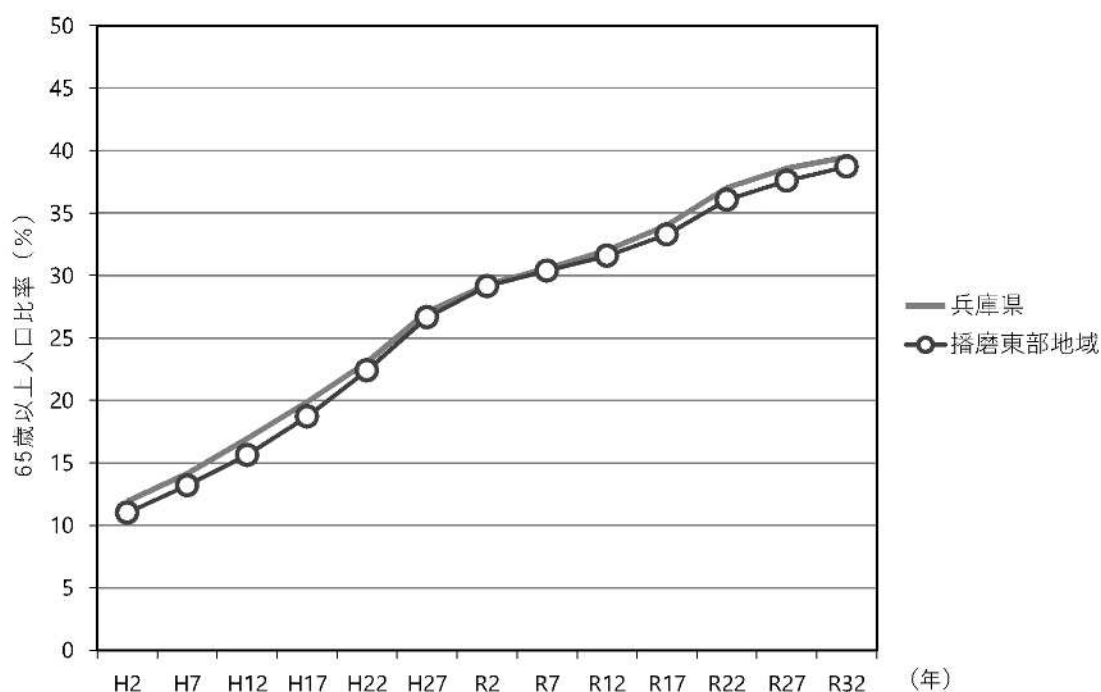
単位：％

市町名等	平成 2年 (1990年)	平成 12年 (2000年)	平成 22年 (2010年)	令和 2年 (2020年)	令和 12年 (2030年)	令和 22年 (2040年)	令和 32年 (2050年)
兵庫県	11.9	16.9	23.1	29.3	32.0	37.0	39.5
播磨東部地域	11.0	15.6	22.4	29.1	31.6	36.0	38.7
明石市	10.1	14.7	21.6	26.7	28.6	32.7	35.2
加古川市	9.3	13.6	20.7	28.1	30.8	35.8	38.7
西脇市	14.6	20.6	27.4	33.9	38.2	43.4	46.7
三木市	12.4	17.9	26.3	35.3	38.3	42.7	46.0
高砂市	9.6	14.3	21.4	29.4	32.1	36.8	39.9
小野市	13.4	17.4	22.4	29.3	32.1	37.4	40.1
加西市	15.0	20.1	25.8	33.8	37.8	42.7	45.6
加東市	14.6	18.3	22.1	27.1	29.0	33.3	36.2
稲美町	10.8	15.1	23.2	32.2	35.1	39.5	42.8
播磨町	7.8	13.1	21.0	27.5	28.8	32.8	35.5
多可町	17.0	22.9	29.2	38.3	46.3	54.4	59.3

資料：国勢調査（令和2年(2020年)以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和12年(2030年）以降）

図8 65歳以上人口比率の推移と将来見通し



資料：国勢調査（令和2年(2020年)以前）、

国立社会保障・人口問題研究所推計（出生中位・死亡中位仮定）（令和7年(2025年）以降）

表8 市町別世帯数の推移と将来見通し

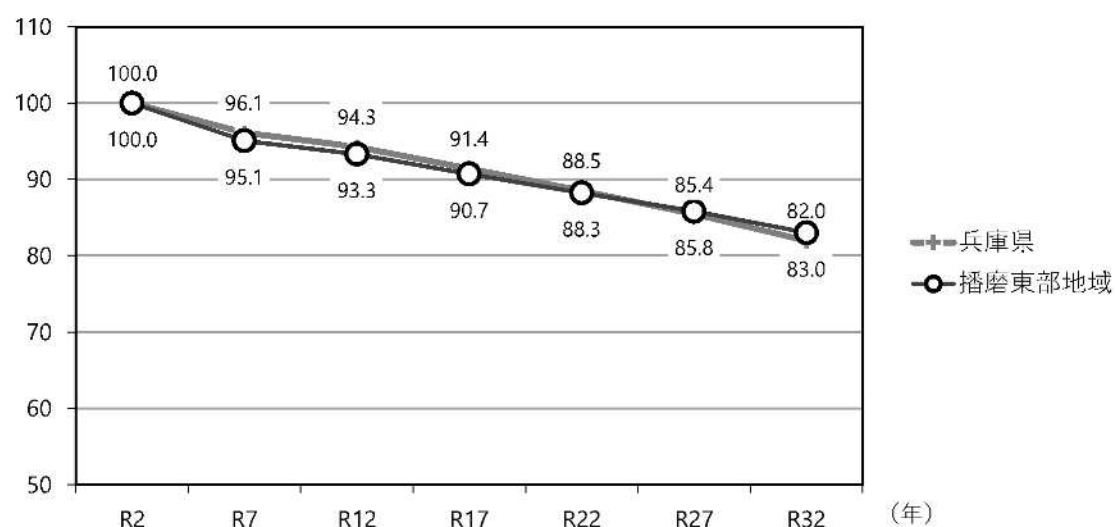
単位：万世帯

市町名等	平成 2年 (1990年)	平成 12年 (2000年)	平成 22年 (2010年)	令和 2年 (2020年)	令和 12年 (2030年)	令和 22年 (2040年)	令和 32年 (2050年)
兵庫県	179.2	204.1	225.5	240.2	226.5	212.7	196.9
播磨東部地域	28.5	34.1	37.1	40.6	37.9	35.8	33.7
明石市	8.9	10.8	11.7	13.4	13.0	13.0	12.9
加古川市	7.2	9.0	10.0	10.7	10.0	9.2	8.4
西脇市	1.3	1.5	1.5	1.5	1.4	1.2	1.1
三木市	2.3	2.7	2.9	3.0	2.7	2.4	2.1
高砂市	2.8	3.3	3.6	3.7	3.3	2.9	2.6
小野市	1.2	1.5	1.6	1.8	1.7	1.6	1.5
加西市	1.3	1.5	1.5	1.6	1.5	1.3	1.2
加東市	1.0	1.3	1.4	1.7	1.5	1.5	1.4
稲美町	0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0	0.9
播磨町	0.9	1.1	1.3	1.4	1.3	1.3	1.3
多可町	0.6	0.7	0.7	0.7	0.5	0.4	0.3

資料：国勢調査（令和2年(2020年)以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和12年(2030年)以降）

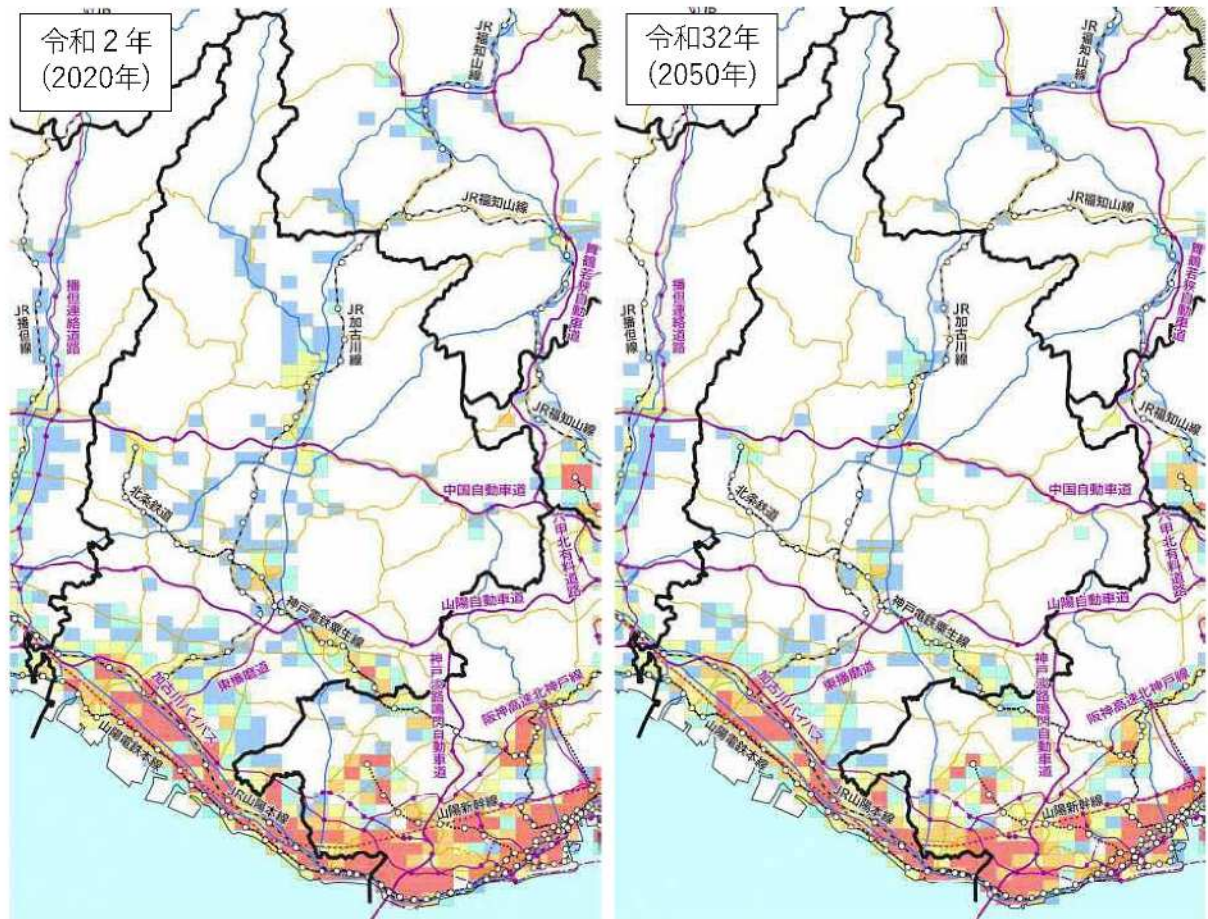
図9 世帯数の将来見通し（令和2年(2020年)を100とした将来見通し）



資料：国勢調査（令和2年(2020年)以前）、

「兵庫県の世帯数の将来推計（2015～65年）」（兵庫県）（令和7年(2025年)以降）

図10 播磨東部地域の人口分布の現況と将来予測



凡 例	
人口密度	60人/ha以上
	40～60人/ha
	20～40人/ha
	10～20人/ha
	5～10人/ha
	5人/ha未満

資料：国勢調査（令和2年(2020年)）

国土交通省推計（令和32年(2050年)）

（国土数値情報1kmメッシュ別将来推計人口データ（H30(2018年)推計）

表9 就業人口の産業別構成比の推移

単位：％

市町名等	平成22年(2010年)			平成27年(2015年)			令和2年(2020年)		
	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業	第1次 産業	第2次 産業	第3次 産業
兵庫県	2.0	24.7	67.5	2.0	25.0	69.0	1.8	24.1	70.6
播磨東部地域	1.6	31.7	61.6	1.8	32.1	62.8	1.7	31.0	63.7
明石市	1.1	25.7	66.3	1.1	25.6	68.4	0.9	24.9	70.2
加古川市	0.9	32.1	63.2	0.8	32.6	63.2	0.8	30.9	64.2
西脇市	1.9	36.6	56.1	1.8	37.4	57.1	2.0	35.6	58.1
三木市	3.1	28.8	62.9	4.1	30.6	64.5	4.3	30.4	63.6
高砂市	0.5	36.6	60.4	0.6	36.4	61.2	0.6	34.3	62.2
小野市	2.4	37.0	54.4	2.7	37.0	57.2	2.8	36.3	58.3
加西市	3.1	38.3	50.1	3.8	42.3	52.5	3.7	40.4	50.9
加東市	4.5	34.8	57.3	4.6	35.8	56.8	4.3	36.4	55.3
稲美町	4.2	35.2	57.8	4.6	34.8	58.1	3.8	33.4	59.8
播磨町	0.6	32.8	63.6	0.6	33.0	64.3	0.6	32.0	64.7
多可町	3.4	43.6	50.3	3.7	41.0	51.0	3.6	40.3	52.7

資料：国勢調査

注：分類不能の産業があるため、合計は100にならない。

表10 農業産出額の推移

単位：億円

市町名等	平成18年 (2006年)	平成27年 (2015年)	令和3年 (2021年)
兵庫県	1,462	1,588	1,470
播磨東部地域	298	257	268
明石市	14	15	13
加古川市	34	25	22
西脇市	17	17	14
三木市	59	49	64
高砂市	3	2	4
小野市	40	38	37
加西市	52	37	48
加東市	34	29	27
稲美町	25	21	19
播磨町	1	1	1
多可町	20	22	20

資料：生産農業所得統計（平成18年(2006年)）、農林業センサス結果等を活用した
市町村別農業産出額の推計結果（平成27年(2015年)、令和3年(2021年)）

表11 製造品出荷額の推移

単位：億円

市町名等	平成22年 (2010年)	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
兵庫県	141,838	143,574	154,457	152,499
播磨東部地域	41,814	42,306	44,174	46,041
明石市	10,049	10,422	11,117	12,273
加古川市	8,825	9,247	8,587	8,730
西脇市	1,265	657	898	813
三木市	1,350	1,346	1,884	2,234
高砂市	9,215	8,827	8,640	8,505
小野市	2,336	2,095	2,691	2,810
加西市	2,238	2,325	2,000	2,480
加東市	3,233	3,710	3,657	4,049
稲美町	1,149	1,325	1,992	1,194
播磨町	1,804	1,878	2,218	2,472
多可町	351	474	490	481

資料：工業統計調査（平成22年(2010年)）、経済センサス活動調査（平成23年(2011年)以降）

表12 商品販売額の推移

単位：億円

市町名等	平成23年 (2011年)	平成27年 (2015年)	令和2年 (2020年)
兵庫県	125,605	143,794	140,595
播磨東部地域	17,619	20,904	18,773
明石市	5,588	6,242	5,463
加古川市	4,264	5,263	4,742
西脇市	736	781	655
三木市	1,710	2,015	1,938
高砂市	854	1,093	940
小野市	656	652	636
加西市	700	732	714
加東市	588	739	714
稲美町	2,140	2,946	2,605
播磨町	173	221	209
多可町	210	221	156

資料：経済センサス活動調査

表13 15歳以上の通勤・通学（流出移動）

単位：％

市町名	市町内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
明石市	40.5	神戸市	31.6	加古川市	5.9	姫路市	3.5
加古川市	43.8	神戸市	13.2	明石市	9.9	高砂市	8.2
高砂市	37.7	姫路市	18.4	加古川市	18.2	神戸市	10.6
稲美町	27.0	神戸市	14.0	明石市	11.8	加古川市	11.5
播磨町	12.3	加古川市	22.2	神戸市	15.6	明石市	14.4
西脇市	54.9	加東市	12.4	多可町	9.3	丹波市	7.3
三木市	50.2	神戸市	20.5	小野市	7.3	加古川市	3.2
小野市	40.4	三木市	12.4	神戸市	8.6	加東市	8.5
加西市	57.6	小野市	9.4	姫路市	9.0	神戸市	4.2
加東市	45.4	小野市	14.1	西脇市	8.5	加西市	7.2
多可町	46.8	西脇市	27.3	加東市	9.7	丹波市	8.7

資料：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3年度(2021年度)実施）

表14 休日における自由目的（流出移動）

単位：％

市町名	市町内 移動率	移動先					
		第1位		第2位		第3位	
		市町等	移動率	市町等	移動率	市町等	移動率
明石市	67.4	神戸市	17.8	加古川市	3.5	播磨町	1.8
加古川市	72.6	高砂市	6.1	神戸市	4.0	姫路市	3.2
高砂市	62.4	加古川市	18.5	姫路市	9.3	神戸市	2.0
稲美町	43.7	加古川市	18.7	神戸市	16.2	明石市	7.9
播磨町	27.1	加古川市	25.9	明石市	24.9	神戸市	10.0
西脇市	65.8	加東市	7.6	加西市	5.2	多可町	4.8
三木市	65.5	神戸市	16.5	加古川市	2.9	加東市	2.1
小野市	54.7	三木市	13.2	加東市	9.0	加古川市	5.4
加西市	62.1	加東市	7.8	姫路市	7.0	加古川市	6.1
加東市	57.3	西脇市	11.3	神戸市	6.8	明石市	3.7
多可町	53.9	西脇市	13.3	丹波市	12.3	加西市	6.2

資料：第6回近畿圏パーソントリップ調査（令和3年度(2021年度)実施）

参考) 広域都市構造図



用語解説

1 ひょうご都市計画基本方針

「ひょうごビジョン2050」及び「まちづくり基本方針」に即し、広域的な視点から県全体の都市づくりの考え方や方向性を示す方針であり、都市計画区域マスタープランの基本となる。令和7年(2025年)6月に策定。

2 可住地面積

地域の総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いて算出した面積。

3 地域連携型都市構造

医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービスをはじめ、教育、交流、工業生産、物流等の都市機能、さらに農地や森林における食料供給や水源涵養といった機能を大都市、地方都市、中山間地域等が互いに補い、連携することにより、各地域が活力を持って存立することを目指す、持続可能でコンパクトな都市構造。

4 地域拠点

市町内に加え近隣市町からの利用も見込まれる都市機能が集積している主要な鉄道駅や官公庁周辺等の市街地で、広域拠点（神戸市中心部及び姫路市中心部）や他の地域拠点と連携しつつ、都市的サービスを効果的・効率的に提供する拠点。

5 生活拠点

日常生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積している地区で、地域拠点を補完する拠点。

6 産業拠点

工場や物流倉庫等の施設が集積している又は整備計画等がある地区で、各都市の産業の拠点。

7 広域連携軸

広域拠点や地域拠点を連絡する、広域的な人の移動や物流を支える公共交通及び基幹道路等による交通ネットワーク。

8 地域内連携軸

地域拠点と生活拠点を連絡する、地域内の移動を支える公共交通及び県道等による交通ネットワーク。

9 デマンド交通

事前予約により運行する輸送サービスで、道路運送法に基づく乗合事業に位置づけられる。路線バスとタクシーの中間的な性格を有し、運行方式、運行ダイヤ、発着地の自由度の組み合わせにより、多様な運行形態が存在する。

10 グリーンインフラ

社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組。

11 「農」

農林水産業の営み、その営みを通じた生物多様性などの環境保全や洪水防止、水源涵養等の多面的機能により県民の「いのち」と「くらし」を支えるもの。さらには、人々の生活の場である農山漁村とそこに育まれた伝統・文化、豊かで美しい景観など、広く農林水産業・農山漁村を捉えた概念。

12 カーボンニュートラルポート（CNP）の形成

脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化や水素・アンモニア等の受入環境の整備等を図る取組。兵庫県では、姫路港及び東播磨港において、産官学の連携により推進している。

13 次世代成長産業

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）における重点立地促進事業として定められた①新エネルギー、環境関連産業 ②航空産業 ③ロボット産業 ④健康医療産業 ⑤半導体産業の5分野に係る製造業。

14 流域治水関連法

気候変動の影響による降雨量の増加等に対応するため、流域全体を俯瞰し、あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実現を図ることを目的とした「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律」（令和3年5月10日公布、同年11月1日全面施行）。

15 災害レッドゾーン

災害危険区域（建築基準法）、地すべり防止区域（地すべり等防止法）、急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）、土砂災害特別警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）及び浸水被害防止区域（特定都市河川浸水被害対策法）を指す。

16 グリーンスローモビリティ

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービス及びその車両の総称。公共交通が不足する地域の移動課題の解決や低炭素型交通の確立が期待されている。

17 モーダルシフト

トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換すること。

播磨東部地域都市計画区域マスタープラン（原案概要）

目標年次

「ひょうごビジョン2050」の展望年次である令和32年（2050年）の都市の姿を展望しつつ、目標年次を令和12年（2030年）とする

区域区分の決定

都市計画区域	東播	加西、中、東条、吉川
区域区分の有無	有（線引き）	無（非線引き）

地域の魅力・強み

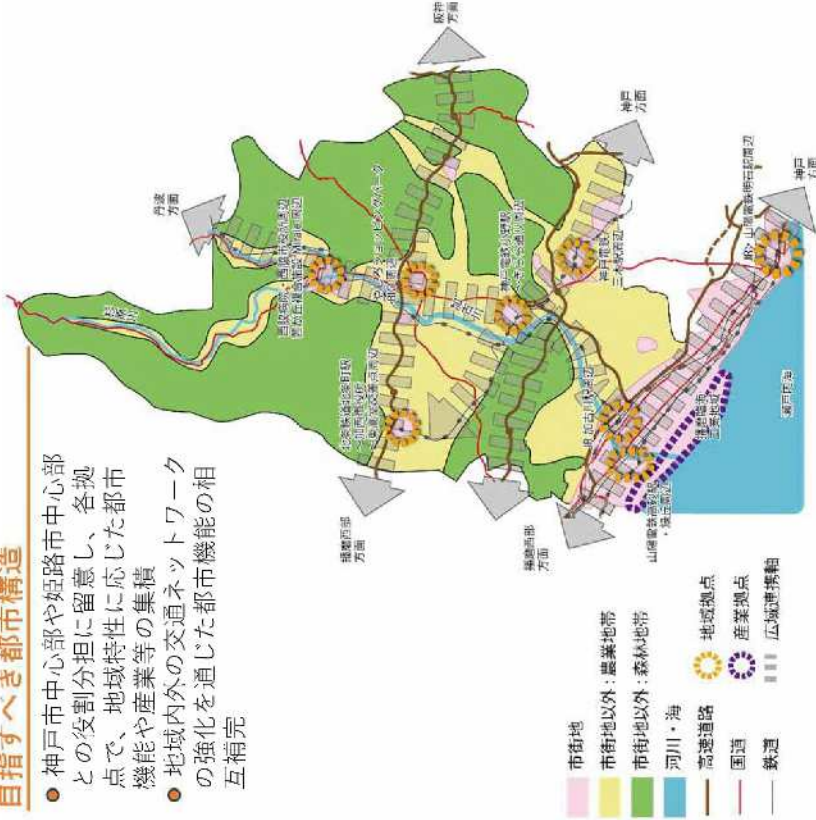
- 県内有数の水田農業地域
- 発達した交通網
- 匠の技術が生ぎるものづくり産業
- 多彩な公園とスポーツ環境

地域の課題

- 土地利用
都市機能の立地誘導、維持・集積やアクセスの確保
調整区域人口が多い内陸部での活力維持に資する土地利用
- 交通インフラ
加古川バイパス、国道2号等での渋滞の慢性化
- 水害のリスク
河川の氾濫による水害リスクへの対策
- 地場産業の継承
地場産業の振興とそれを生かした観光の振興

目指すべき都市構造

- 神戸市中心部や姫路市中心部との役割分担に留意し、各拠点で、地域特性に応じた都市機能や産業等の集積
- 地域内外の交通ネットワークの強化を通じた都市機能の相互補完



都市づくりの重点テーマ

- 都市機能の充実と交通ネットワークの維持・強化
- 「農」との健全な調和
- 伝統と次世代の産業の推進
- 集落の地域コミュニティ維持

都市づくりに関する方針

【区域区分を定める都市計画区域】

- 鉄道駅周辺では中高層を中心とし、その他地域は低層のゆとりある住宅地を誘導
- 多様な暮らし方や働き方に必要な都市機能の充実
- 次世代成長産業等の立地促進やIC周辺等での産業拠点の形成、地場産業等の操業環境に配慮した土地利用の誘導

（オールドニュートアウンの再生／大規模集客施設の通正立地／市街地調整区域での地区計画等の活用）

【区域区分を定めない都市計画区域】

- 一定の開発需要を有する地域においては、用途地域等により規制・誘導
- 加西都市計画区域では、特定用途制限地域や市条例による総合的な規制・誘導（田園風景を保存し、自然環境との調和した土地利用／拠点となる市街地環境の形成）
- 東播磨道の活用、東播丹波連絡道路や神戸西バイパス等の整備推進、播磨臨海地域道路の早期事業化による基幹道路ネットワークの拡充
- JR東加古川駅付近や山陽電鉄高砂駅～荒井駅付近の連続立体交差事業の事業化（播磨中部丘陵の森林や印南野台地のため池等の保全／Park-PF等による魅力ある公園施設の整備／治水・利水、生態系、景観等に配慮した河川整備）
- 民間投資の適切な誘導による地域課題に応じた市街地の整備・改善
- 山陽電鉄江井ヶ島駅周辺等の市街地内に残る低未利用地の土地利用を促進（JR江井ヶ島駅周辺の再整備／明石港東外港地区再開発等による計画的な市街地の形成）
- 緊急輸送道路の整備や橋梁の耐震化等による緊急輸送体制の確保
- 建築物の耐震化・不燃化、上下水道等のライフラインの耐震化を推進（総合治水条約に基づく治水対策／災害レッドゾーンにおける市街地の抑制）

- コンパクトな都市構造、物流のモータリゼーション、カーボンニュートラルポート等による脱炭素化の推進
- 「農」と調和した計画的な土地利用を誘導、森林保全や森林資源の活用

- 播磨中部丘陵等の緑地、加古川や播磨灘等を中心とした豊かな水と緑の自然環境を保全
- ため池群や瀬田等の文化的景観、北条の宿場町・寺町等の歴史的なまちなみの保全

- 明石城や丁楽松右衛門旧宅等の地域資源を生かしたまちづくりを推進
- 空き家等活用促進特別区域により、空き家を活用したまちのにぎわい創出

対象区域

- 東播都市計画区域
（明石市、加古川市、西脇市、二木市、高砂市、小野市、加東市、稲美町、播磨町）
- 加西都市計画区域（加西市）
- 中都市計画区域（多可町）
- 東条都市計画区域（加東市）
- 吉川都市計画区域（三木市）